

昭和四十年五月七日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒船清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 八田 貞義君

理事 村山 喜一君

理事 井原 孝高君

理事 池田 清志君

理事 龜岡 高天君

理事 塚田 徹君

理事 網島 正興君

理事 野呂 恭一君

理事 湊 徹郎君

理事 稻村 隆一君

理事 大原 亨君

理事 橋崎弥之助君

出席國務大臣

建設 大臣 小山 長規君

出席府府委員

總理府總務長官 白井 莊一君

總理府事務官 (内閣總理大臣官房臨時農地等被買収者問題調査室長) 八塚 陽介君

農林事務官 (農地局長) 丹羽雅次郎君

建設事務官 (大臣官房長) 鶴海良一郎君

建設事務官 (大臣官房長) 多治見高雄君

建設事務官 (計局局長) 志村 清一君

建設事務官 (都市局長) 鮎川 幸雄君

建設技官 尾之内山起夫君
建設技官 尚 明君
建設事務官 國宗 正義君
(河川局長) 專 門 員 茨木 純一君

委員外の出席者

五月七日
委員天野公義君、龜岡高天君、野呂恭一君及び湊徹郎君辭任につき、その補欠として上林山榮吉君、馬場元治君、中垣國男君及び倉石忠雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員上林山榮吉君、倉石忠雄君、中垣國男君及び馬場元治君辭任につき、その補欠として天野公義君、湊徹郎君、野呂恭一君及び龜岡高天君が議長の指名で委員に選任された。

本日(の)會議に付した案件
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第七七号)

○河本委員長 これより會議を開きます。
建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○西ヶ久保委員 建設省設置法が、あります。前に、道路行政について若干質問したいと思ひます。

た、いま日本における一級、二級国道の延長距離とその舗装の状況を、おわかりになればお示しを願ひたい。もし資料がなければあとからでもけっこうですが、ありましたらここに。もしなければ

ればあとでけっこうです。
○尾之内政府委員 それでは、資料を御提出申し上げます。

いるという実態があるのでありますが、それに対してどういふ御見解をお持ちか、伺いたいと思ひます。

○西ヶ久保委員 最近、だいたい国内の国道の舗装が進行いたしまして、あらゆる面で非常にけっこうと思ひますが、私がここで指摘したいのは、国道がかなり整備され、舗装も進行する中で、その国道を利用する産業の開発なり、あるいはこれを利用する、特に自動車を利用する諸君のために、すばらしい状態が実現しておりますけれども、その際に、いわゆる国道が、大きく、しかも舗装されたという中で、その国道に近接するいわゆる山村なりあるいは村落の住民が、国道が近づいたために非常に迷惑をこううけています。多々あるものであります。この点を私は常に心配しておたのであります。最近の機会に具体的な例が出てきたわけでありまして、と申しますのは、建設省当局ではかなりそういう点に意を用いてやっていたら、と思ひます。

○尾之内政府委員 先生御承知のように、私も数回にわたり五カ年計画を立てたのでありますが、最初は、幹線の国道を第一的に整備する、という目標を立てたわけでありまして、その結果、いま国道は二万七千キロほどございまして、おかげさまでかなりの国道につきました。改良舗装の整備が進んでまいりました。だんだんそういうふうになつてまいりました。いまお話をうかがうに、取りつけの地方道等につきました。それとバランスがとれない、こういうようなことが、最近顕著になつてきたことは事実でございます。そこで、私もできればこういふ地方道につきました。国道並みとはいきませんが、やはり相当の整備をしなければならぬというふうな方針を立てまして、特に最近国道が近づいてまいりました。それに比べて、地方道があるいは未改良で著しく見劣りがします。やはり付近の住民にとりまして一番要望されておりますのは、舗装でございます。そのために、国道以外の道路につきました。舗装を少しでも進めるといふことが、地方の一般住民の要望にこたえるすべであらうということ、この第四次の五カ年計画につきました。特に、地方道における舗装という点につきました。その重点を置いたわけでございます。そういう方針のもとに、できるだけ現道を利用して舗装を延ばす、こういう方針を立てまして、地方道の整備をしたいという考えを考へております。いま御指摘のような国道に開通いたします地方道の取りつけ等につきましては、できるだけそういう方法によりまして、地元住民に対して少しでも要望にこたえることにしたい、という考えで進めております。

○西ヶ久保委員 たぶん建設省の当局ではそういうふうな考えであらうと思ひますし、またある程度府県道とかあるいは市道、いわゆるそういう面については、かなり考慮があるようであり、私がいま指摘しているのは、いわゆる県道とかあるいは地方道といったような正規の道路ではなくて、一つの例であります、いま国道十七号線が群馬県からずっと新潟県三國トンネルを越えて、三國トンネルのすぐ下に氷井という部落があるのがあります。これは道路からかなり部落は下にあるのでありますが、そこで国会報告をしたのであります、そのときに、その住民から出た問題が、はからずともその例と関連した。これはいわゆる府県道でもなければ何でもない、いわゆる五、六十戸の部落の人たちが国道に出入りする道だ。したがって、これは村道でもないと思うのであります。それが舗装される以前は、道が低かったので、ゆるい傾斜で舗装に出入りできた。ところが、国道が舗装されるに従つてかなり高くなりまして、出入りの道が急になった。舗装する場合に、これは土地の長老の話を聞きますと、建設業者が、道ができた場合には取りつけ道はきれいにしておける、心配ないからひとつ承願したいということ、村の人たちは素朴でありますから、その話を聞いて安心しておつた。ところが、たまたま国道がきれいに舗装されたら、若干取りつけととも土を盛つただけで、全然何もあつてくれない。道は急になるし、道路はよくなったのでトラックや車の交通が非常にけししい。そこで道は急になり、しかも取りつけの道路付近にガードレールなどもつけるといふ約束だったので、ガードレールもつけない。御承知のように、農村ではメリーテラーといったような小型の耕うん機を持っているのですが、これが出入りしたりして車がたぐさくさん通る。それで急坂であるし、急カーブもできたりして、非常に困難である。たまたま最近では何回か、国道からその道に入つたり、その道から国道へ出るところに、転落した事故が

ある。私に言われたのは、国は一体道はよくするけれども、われわれ付近の住民に対しては何ら恩恵がない。恩恵がないどころか、そういう非常な困難な状態が起きている。住民が困つて、何回も沼田の出張所ですか、そういうところの所長さんにお願ひに行つたけれども、全然ちがひがな、こういう話だ。非常に国の政治に対する不満があるわけだ。私はたまたま参りましたので、そういう苦情と申します、陳情と申します、聞いて私も実はびっくりした。これはただ単にこの一永井部落だけの問題ではない。おそらく全国の国道の舗装の進展や道路改修の進展に従つて、こういった村落は無数にあるのじゃないか。それがたまたま一つ例のように、舗装されてからかなりの時間がありますけれども、建設省の末端の事務所は何回行つてお願ひしても全然ちがひがな。交渉する場合には、建設業者もおそらくそういったことを住民に言ひ、あるいは監督に出た建設省の末端の方々もそういう気持ちでたつたかもしれない。しかし、でさう上がつてしまつて、ほつたらかして非常な困難をしておる。いわゆる府県道とかさういふものについては、いまおつたやつたよりかなり舗装もされ、車にとつてはいいかもしれませんが、目に見えないところに非常に大きな落ちがある。しかも困つておる。したがつて、その住民は国道の舗装というわけばな姿の陰で泣いておる。こういう実態、やはりこういう政治を許してはならないと思ふ。したがつて、全国にまたがつてこういう実態があるのではなからうかという心配がありましたので、永井という一部落の小さい問題であるけれども、政治はほつておけないということ、私はわざわざこういふ質問をするわけだ。こういうことについて、何かほかでも不満があるのではないかと思ひますが、あなたの方の耳に届いておりませんか。

○尾之内政府委員 ただいまのお話であります、土盤が上がり、五十センチ、ところによつては一メートルも上がりますが、その際に、それによって来取りつておりました道路、それは県道あるいは市町村道でなくて農道でありまして、たいてい取りつておるわけであり、たいてい少なくとも従来車が出入りしておつたに支障がないように適当な坂路を取りつけ、なおかつある区間だけは舗装するという方法でやつておる。取りつておるわけだ。さう困るわけであり、砂等でありまして、舗装された面に土を持てまゐりますから、ある区間はむしろ舗装しておきませんと、本道としても困るわけであり、すなわち、さういふふうに国道の改良工事をやらせておるのであります、いまお話の永井部落でさういふ取りつけをしておらなかつたというの、ちよつと現地はどうなつておるのか調べてみるとわかりませんが、普通はさういふふうに指導はしておらないのであります。むしろ円滑に出入りできるように、若干の場所は舗装するというところをやらせておるから、さうさく永井部落を調べまして、どういふ事情でさういふふうになつたか、必要ならば処置をとつていきたい、かように考えております。

○西ヶ久保委員 いま局長がおつたように、道路工事をする場合に、建設省のお役人か建設業者は、これは一部舗装するんだ、舗装しなければ車のためにどろろり砂利が上がつてさうかく舗装した道路をいためるから、これは取りつけ道路をのぞきです。そこで住民はたいへん喜んで、御協力したらしい。ところが、でさう上がつたら、いま言つたように全然しない。私が行ったときは雨が降つておりましたが、私の車はあまり大きな車ではありませんが、下りはよかつたが、上りはスリッパして上れない。これはおそろく原動機づきの農耕機も同じだと思ふ。それほど急な道なんです。私はその場合に、これはどこの責任か、建設省だけの責任か、あるいは建設業者の責任か、このことに對して疑問に思つたのですが、いわゆる建設省の方針はいまあなたのおつたやうなことでありまして、現にそれがしてないといふのは、当時の道路の舗装なり工事を請け負つた業者の責任か、あるいはあなたの方の役所の出張先の役所の責任か、これはいかにありましようか。

○尾之内政府委員 少なくともさういふケースについては、これは業者の責任じゃございません。むしろ設計上当然見るべきでございまして、設計がさうなつておることがたまたまだと思ひます。その設計どおりやつておらなかつたら業者の責任でありますけれども、やるかやらぬかは業者がきめるのではなく、設計する建設省側で責任を持つてやるわけであり、ただ、御指摘の点がどういふ個所であつたか、これは調べてみなければわかりませんが、おそろく建設省の出先、地建の事務所といつたしましても、この程度のもはやる、あるいはこの程度のもはやるという一つの限界があつたかも知れません。しかし、少なくとも従来出入りしておりました車が出入りできないということとは絶対にするはずはございまして、具体的なひとつ調べてさしていただきたいと思います。

○西ヶ久保委員 出入りはできないのではなく、出入りではできのですが、非常に危険を伴うのです。先ほど言つたように、道の坂が急になつた上にカーブが急でございまして、非常に出入りが不便である。その限界は、これは御承願いませんと困ると思つたのです。それから幾回か、あなたの方の役所の出張所、あるいは三國国道の事務所はなくなりまして、高崎工務事務所の出張所が沼田にございまして、出張所の所長さんにお願ひに上がつたのですが、あなたの方の出張所の所長さんの手にも負へぬと思つたのであります。それが所長さんとして上司のほうに申告されたかどうかはわかりませんが、しかし、私は、ここで現場の所長さんの責任じゃなくて、問題はやはり住民の今後の生活に不安がなければいいのでありますから、したがつて、おそろく永井部落の現実を見て、この実態は永井だけじゃなくて、全国道の方々に

あるのじやないかという点を私は感じたわけですが、これはひとつせひ永井部落のことも御調査願って、できれば早急に対策を立ててもらいたいと私は思っています。たゞ、がけのふちにはやはり一部ガードレールのようなものをおつけたいという、不安のないようにしていただきたいと思うのですが、これはいまからでも、調査の結果その必要があれば、これは当然建設省の責任でそういう処置はしていただけたらと思うのですが、いかがですか。

○尾之内政府委員 必要などころには、いまからでもできます。調査の上、必要な処置をとりたいと思っております。

○西ヶ久保委員 私の心配はそれでございますから、ひとつぜひ——これは永井部落もさることながら、先ほど冒頭にお聞きした、全国に非常にすばらしい道路ができて非常にいいところなんです。ございますが、その際に、そういうふうにいよいよゆるゆるとできて、すばらしい車がフルスピードで飛び回るといふ光景は光景として、その際に、その道路が、つらつらになったために、一部でも困ったり、そのために迷惑をこうむる国民があつてはならぬと思ふのであります。これはやはり政治の妙味だと思ふので、ぜひそうでないようにお願いしたい、これはひとつ建設大臣の御責任と良心で、こういう苦情が出なくとも早急に御調査願って、適切な処置をしていただいて、いわゆる国道ができたことに對して、すべての者がこれを喜び、これを利用して、すべの者がこれを喜び、これを御利用するような状態になるような御指導と御配慮をお願いしたいと思ふのですが、ひとつ大臣の御所見を伺いたいと思ふ。

○小山國務大臣 いま道路局長からお答えしましたような趣旨で指導しておるわけですが、ただそれがたまたま目こぼれがあつたのであらうと思ふので、今後所長会議などを開くたびにそういう点を注意しまして、いささかでもそういう苦情があれば、直ちに上司のほうに報告して、処置について判断を仰ぐ、こういうふうな指導いたします。

○西ヶ久保委員 道路局長、ぜひいい例でございます。

ますから、またいまはかなり現地住民諸君も皆さん方の処置に對して恨んでおるのですが、また逆にそれを急遽に処置をしていただければ、これは今後もあり得るから、むしろ喜んで今後の処置には協力すると思ふのであります。十七号線の三回トンネルのそばでございますから、もし今後そういうことが放置されて感情を害して、何か不慮の事態でも起こつたのでは非常に困りますから、ひとつ早急に適當な処置をしていただきまして、住民が安心をして生活ができ、しかも国の政治に對して感謝するような状態をつくっていただきたい、こう思ふのですが、ひとつよろしくお願いいたします。

○尾之内政府委員 御期待に沿うように努力いたします。

○河本委員長 稲村委員。

○稲村隆委員 ちよいとい機会に建設大臣來ておられるので、この前の運輸委員会でお尋ねしたので、道路局長が来ておられ、明快なお答えができたので、調査は、その問題は因越自動車道路の問題ですね。これは議員立法でいま調査中ですが、調査は来年に終わるはずなんです。ところが道路局長のお話では、着手するのは十年ぐらいいとだといふふうな話だったので、これは地方問題ではなくして、國策上の重大な問題を含んで思ふのです。それは日本の對ソ貿易が年々増大する傾向にあるのです。現に日本の對ソ貿易は、對外貿易のうちの第四番目を占めておりますが、ソ連側でも言つておりますけれども、近いうちに十億ドルになるだらう。いまは三億六千万ドルであつて四番目ですけれども、十億ドルになれば、アメリカの次、日本の對外貿易としては二番目になるわけですから、そこで、對ソ貿易の問題ですが、これは一地方問題ではなくして、國全体として考えなければならぬ問題だと思ふのです。御存じのように、ソ連はいまシベリア開発とか極東開発といふふうなものに乗り出しておられますけれども、極東には三百三十万、シベリアには五百万くらいしか

おられない。人口が少ないので、實際上かけ声だけでなかなか進まないのです。ところが、シベリア並びに極東は非常に大きな資源を持っているので、ソ連としてはどうしてもこれを開発しなければならぬといふ考えを持っているのです。そこで極東の開発並びにシベリアの開発のためには、どうしても日本の工業力を利用する以外に方法はないわけです。場合によつては日本の労働力も利用しなければならぬことになるだらうと思ふのです。

御存じのように、ソ連の工業といふものは非常にでこぼこでありまして、進んでいるものは進んでいるけれども、平均して、露骨に言へばかたわといふふうな状態なんです。しかもシベリア開発、極東開発のいろいろな資材といふものは、ヨーロッパから持ってきたらたいへんな費用がかかります。また、資材もヨーロッパから持ってくるよりも、日本から持つていったほうが、運賃その他の関係で採算が合うわけです。そういうわけで、ソ連のシベリア開発は日本の工業力と結びないでは不可能なので、それで最近非常に対日接近をやつてきているわけなのであります。そういう観点から申しますと、いま横浜からナホトカまで船で五時間から四時間くらいかかりますが、ナホトカ—新潟間は十九時間です。舞鶴でも、あるいは伏木でも、裏日本沿岸の港は幾らでも利用できるわけでありまして、樺太がなくなつてから、裏日本の港が、もう小樽からずっと火の消えたようになつていくわけなんです。ところが、對ソ貿易がだんだん発展してまいりますと、これはもう裏日本の港が非常に活況を呈してくるわけなのであります。しかも新潟の場合には十九時間であつて、本州の港が非常に活況を呈してくるわけなのであります。いふことで、ソ連としても新潟とか、伏木とか、あるいは舞鶴を利用したいのです。特に新潟を利用したいのですけれども、物を持つてきても、それを日本全国に運ぶ方法がない、また新潟等に対して日本全国の物を持つていく方法がまだない、こういうわけで困つていくわけなんです。そういう観点からいって、この因越道路のごときは、國策として取り上げて、私は早急に完成する

必要があると思ふのです。これは単に新潟県とか富山県とかいうふうな地方問題ではないだらうと思ふ。そこで政府としては、これを國策として早急に取り上げる必要があると思ふのです。

それで、私の聞いた話で——私はしろろとてすから道路のごときはわかりませんけれども、どの路線をとるか、これから調査が五年かかるなどということは、ほんとにまじめにやる気であれば、私はそんなことはないだらうと思ふ。来年調査が終われば、調査が終わつてから三年くらいで、やるつもりならできるだらうと思ふのです。特に雪害のひどいところは、こういう道路の完成を急ぐといふことは、對ソ貿易の観点からばかりではなくして、雪害対策としても——あの沿線は、ことしも雪で非常に困つておるような状態でありまして、雪害対策としても私は重要だと思ふのです。そういう意味におきまして、もう少し短期間にやる考えを建設省では持つていただきたい。この点につきまして、建設大臣の御意見を伺いたいと思ふのであります。

○小山國務大臣 いまのお話は、因越高速自動車道路のお話であります。これは御承知と思ひますけれども、高速自動車道路をつくり出す場合には、予定路線に関する法律といふものができまして、それから実行に着手するわけなのであります。残念ながらまだ因越自動車道路については、予定路線の法律はできておりません。いまわれわれが一体どういふことを考えておるのかといひますと、日本の南北に走る縦貫自動車道路をつくり上げることによつて日本の産業構造は一変するだらうといふ構想のもとに、何とかして早くこの縦貫高速自動車道路をつくり上げた、これがわれわれの念願なのであります。むしろこれは相當の資金が要ります。その資金を一体どうやって調達するかといふ問題が一方においてあるわけでありまして、ただいまのところでは、四十三年に終わります五カ年計画の中では、あと高速自動車道路として予定されておる計画額は七百数十億、これで一体どの程度の縦貫道路をつくれるかと

いう点が、一番の頭を悩ましておるところなのであります。私の考えでは、これを用地の買収に充てていけば、千キロぐらいの用地買収ができる。そうしてあらためて次の五カ年計画のときに千キロ程度の高速自動車道路の築造をするための計画を立てていく。こうしていけば、次の五カ年間に千キロ程度の縦貫自動車道路ができるであろう。それをさらに五カ年ぐらいいれば、さらに千キロの縦貫自動車道路ができるだろう。こういうふうに思うのでありますが、これはいままでも考えられておたおおよその構想であります。ところが、いま先生のおっしゃいますように、表日本と裏日本をつなぐことの重要性というものが、関越のみならず、中国においても叫ばれておるわけでありまして、これを一体どう取り上げていくのかという問題が新たに加わってくるわけでありまして、いずれもまた対ソ貿易の点を考えましても、あるいは裏日本という特殊な気候状態にあるところのことを考えましても、日本の国土開発のために必要であることは、これは間違いないのであります。

そこで、一体その資金計画をどう考えたいのか。これは私、建設大臣だけで構想を立ててみましても、実現ができるかどうかという点で危ぶまれる問題でありまして、やはり政府・与党一体となつて、次の五カ年間に一体どういふものをつくり上げ、その資金はどういふ方法で調達するか、その次はどのような計画でどのような資金の裏づけをするか、これをきちんときめてかきまねと、ただしやるだけであつて実現できません。ですから、私もとしましては、私は私なりの一つの資金についての構想を持っておりましかれども、それをいまここで申し上げてみても、私自身の構想にすぎませんから、その点には触れませんけれども、われわれとしましては、いづれ現在やっております五カ年計画は、四十二年ごろには一四十二年といひますと再来年でありますが、再来年あたりには、新しい構想のもとに計画を立て直さなければならぬだろう。四十三年を待

たずして、四十二年ごろには構想を立て直さなければならぬだろうといふことは、政治的な感覚といひますか、われわれの体験からいって、それはそうせざるを得ないだろう。その際に、縦貫道路をどの程度やるか、あるいは横断する道路を一体どの程度のものを考えるかといふことをしっかりと計画を立て、実行に移す手段を講じていかなければならぬ、こう思つておりますので、ただいま先生のお尋ねにそのまま簡明直截にお答えすることができないのでありますが、そういう考え方のもとに、少なくとも次の五カ年計画の場合には、その一部でもひとつ達成するように努力したい、こう思つておるわけなのであります。

○稲村(隆)委員 これはお答えいただくかぬでもないんですが、いずれにせよ、関越自動車道路の問題は、日本の刻下の問題として重要な問題でありますから、なるべく調査その他資金計画を急いで早急に着手されるようひとつ希望いたします。

○河本委員 ただいま委員長の手元に八田貞義君より本案に対する修正案が提出されております。

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

建設省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二条第七号の改正規定中「(助成)に関する事務には、補助金等の配分に関する事務を含む。以下次号、第九号及び第十二号から第十八号まで並びに第十三条第四項に規定する助成に関する事務について同じ。」を削る。

○河本委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。八田貞義君。

○八田委員 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案につ

きまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。その要旨を申し上げますと、地方建設局に委譲することとしての事務のうち、補助金等の配分に関する事務を削除することでありま。

その理由を簡単に申し上げますと、原案では、現在本省で所掌している一般行政事務及び補助金関係事務にわたつてその実施事務の大半を地方建設局に委譲し、地域の特性に即した建設行政の実施を促進するとともに、所管行政の合理化をはかりたいとされているのであります。このことはおおよそむね受当な措置であると認められるのであります。

しかし、委譲事務のうち、補助金等の配分に関する事務については、広い視野からやはり中央において行なうことが適当であると考え、また、臨時行政調査会の答申の趣旨からも、この際これらの事務を本省に留保することにいたさうとするものであります。

何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

○河本委員長 以上で説明は終わりました。

この際、本修正案に関し発言を求められておりますので、これを許します。永山忠則君。

○永山委員 本修正案並びに本案に対しまして、政府の所見を承つておきたいと思うのでございませう。

修正案は、一般補助事業の中で、予算の要求と予算の配分を本省に残しておるのでございませう。

しかし、補助金の交付事務は地方建設局に委譲されることになりまが、補助金の交付の中には、申請書の受理や、審査や、現地調査、設計変更等の事務がなお地方に残されて、本省と接する部分があると思われたいのでございませう。それがために、やはり二重行政の弊が全く除去されたいといひたいのでございませう。また、監督も地方局に委譲されておりますので、二重監督の弊におちいる憂いはないか、また、都道府県の自主性を阻害した権力主義の監督が行なわれるのでは

ないかといふようなことも、憂慮されておる向きもあるのではないかと。したがって、政府は、今後本庁と地方局と都道府県の三者の間の緊密なる連絡をとられまして、これら二重行政、二重監督の弊におちいることなく、円滑なる行政の運営につとめられるよう配慮をされたいといふのが一点でございます。

次は、本案通過にあたりまして、地方建設局は、事務委譲によりまして、河川、道路のみならず、新たに都市計画、住宅関係等の事務をも所掌いたしまして、総合的な地方行政を行なうことになつておりますが、それはどこまでも地域の特性を十分考慮して、地方の実情に即した科学的基礎の上に立つて行政を行なうべきものであると考えます。ことに新設の計画部は、本省の企画立案のための地方の実情に即した技術的基礎調査及び技術資料の収集、解析を行ないまして、きめ細かい科学的裏づけを検討することがおもなる内容と考えられるのであります。それがためには、計画部にはその道の権威、技術専門家を充てるとともに、人員、組織等の整備、充実をはかりまして、建設行政の科学的、合理的運営の実をあげられるよう配慮されたいのであります。建設省が今日までとつてきております技術尊重の慣習をどこまでも尊重をされ、いやくも技術が行政に奉仕したり、あるいは地方ボスの政治的支配に屈従することのないように、特段なる留意をされることをここに要望をいたして、大臣の所信を伺いたいと存するものでございませう。

○小山国務大臣 補助金の配分の事業に関しましては、われわれの原案におきましては、これは地方の実情に即するようには、本省より地方建設局のほうが実情に即した配分ができる、こういうふうに思つて原案をつくつたわけでありま。ところが一方においては、いま修正案その他でお話がありましたように、全国的な視野で本省でもって配分したほうがいいじゃないかといふ御議論のあることも、また承知いたしておりますが、そういう考え方も決して無理な注文ではない、

こう思っておりますから、院議をもって補助金の配分事務は本省に残すべきであるということがきまれますならば、われわれとしては異存はありません。そのようにいたします。

それからもう一つの二重行政のことにつきましては、われわれとしては、極力二重行政を排除するという考え方でこの原案をつくっておりますので、実施にあたりましては、あらゆる部門を通じて二重行政にならないように、さらに細心の注意を払いたいと思っております。

さらにまた、計画部には、仰せのとおり、住宅や都市やいろいろな行政事務が今度入ってくるわけでありまして、これはむしろ科学的な基礎に立っていろいろなものはやるべきものであります。地方の実情に即したものでなければなりません。おっしゃる通りに技術が行政に奉仕するというようなことは万々あるまいと思いますが、そういうことのないようにあらゆる面で配慮を加えていきたいと思っております。

○河本委員長 本案についての質疑を続けます。大原君。

○大原委員 第一の質問は、建設省の綱紀粛正ですが、建設省の高級公務員がその地位を利用して、あるいはその行政上の権限をもって金を集めたり票を集める、票を割りつける、こういうふうなことは、私は公職選挙法あるいは公務員法の法律に違反すると思うのです。参議院選挙戦がよいよ本格化しておるのですが、これにつきまして大臣のお考えをひとつはつきりさせてもらいたい。これは、農林省でも、通産省でも、どこでもあるわけですね。最近そういう情報がどんどん出ております。建設省につきましては、これは前科があると言っちゃ何ですけれども、いわゆる因縁のあるところですから、その点をひとつこの際、機構の改革という問題ですけれども、そういう公務員の規律という問題につきまして、特に選挙と

の関係において大臣の考え方を明確にしてもらいたい。

○小山国務大臣 就任以来、綱紀粛正については、部内においてもあるいは部外に対しまして、私の考え方をたびたび申し上げております。そしてその実績はあがっておりますと確信いたしておりますけれども、特に選挙にあたりましては、いままでもかくそういうふうなまのほりがちであった事実もあるわけでありまして、特に気を付けまして、いやくも選挙にあたって職員が金を集める、こういうことは絶対やらしておりませんし、またそういう事実も全然ありません。ありませんが、なお今後においても、そういうような問題は絶対に起こさせない決心で事に当たっております。そういうことでありますから、この点は、ひとついままでの実績をごらんいただいていると思っておりますから、御信頼をお願いしたいと思います。

○大原委員 高級公務員あるいは各種公務員が、その地位のいかんを問わず、自分の意見を自由に表明する。どういふ政策がよろしいとか、あるいはその政党の政策を支持するとか、そういうことは、言論の自由ですから、憲法の範囲内です。ただし、職務権限を利用して、あるいは税金を使って金を集めたりあるいは票を集めるということは、結局は回り回って国民の税金をかくとるということになりますし、あるいは特に票集め等をやりますと、その結果というものは、出てまいりました政治家と業界とのくされ縁というふうな悪循環になると思うのです。これは建設省自体のみならず、各種の公団、その他各種にわたってこの問題は厳密に規制をしないと、規律を立てない、日本の政治の信頼というものはあり得ない、こういうふうに思っております。一応の決意は表明されたわけですが、地位や権限を利用して金集めをしない、票集めなんかをしない、こういうことについて言われたのですが、たとえばそういうことで票集めなどをするというふうなことにいつてはどうですか。

○小山国務大臣 票集めとおっしゃる意味がよくわかりませんが、いやくも公務員は選挙運動をしてはいけないわけなんですから、選挙運動は絶対に禁止しております。

○大原委員 これは警察官出身の人でしたけれども、平井官房長、あの人が御承知のような問題を起したわけですね。あれの前官房長のやつた手口というのは、どういふ手口なんですか。

○小山国務大臣 私の就任前のことで、手口までは知りませんが、またあるいはそういう内容についてはまだ捜査途中にありまして、おそらく検察当局からお聞きになつても、まだ言明できない段階にあると思っておりますが、いずれにしましても、私は就任以来、前にそういう事件もあったことでありますから、特に二六時中といえますが、そのことだけを考へておるわけではありませんけれども、ともかくその点については非常な細心の注意を払いながら行政の指導をいたしておりますから、私の在任する限りは、絶対にそういうことは起こさせません。

○大原委員 数百万円にわたる金を業者に割りつけて、これを持つていこうというふうなことは、私は役人としてもやりたくはないと思うのです。それはやはり大臣がその点はきちんとしていなければならぬと思うのです。それは警察官上りの役人というものは、そういう手口もよく知っているから、そういうことはやられたのかもしれません。そのために、それを選任したのかもしれません。そういうことはいろいろあるでしょうが、しかし、少なくとも大臣は、そういう点については一切きちんとした規律を立てて、そういうことはしてはならないことだという常識を、良識を省内に確立しておかなければいかぬ。私は小山建設大臣についてそういう話は最近聞いておりませんが、しかし、その点については、こういう点は歴代の大任が責任を持つて、そういうことは断固として、公務員の職責ではないし、法律に違反した行為である、こういう点については明確にしておかないと、オリンピック道路その他たくさんやりました

けれども、これからいろいろな天変地異があれば、そういうときにはなると事象がはつきりするかもしれないが、それはともかくとして、とにかくこの点についてはたくさん金を使っているわけですから、そういう点については、技術的にも、だれが見ても客観性のある仕事をやる、そういうことと一緒に、そういう疑念は掃き払うなければならぬ。その点につきまして、あなたは留任をしてもいいたいと思ふけれども、それを含めて、大臣として、この設置法を審議するにあたって、それについてもう一度、これはどういふのですが、明確にしてもらいたい。

○小山国務大臣 たびたび申し上げますように、就任以来、私の考え方、態度、それから姿勢というのは、省内全部が知っております。したがって、そういうおっしゃるようなことをかりに私に申し出たりあるいはそういうことを考へる余地がないような雰囲気、すでに建設省はでき上がっておりますから、その点は御安心をお願いしたいと思います。(発言する者あり)

○大原委員 中村先輩から、そのあと事態收拾の経過はどうかというふうな、あとから御指示があったようですが、それはともかくといたしまして、そのことについては、選挙の前ですから、天下公知の事実だが、先輩その他が出ておるわけですから、それから現在の議員との関係もあるわけですから、その点については、省内の地方建設局その他各種の会議において、私はあらためてその点について大臣の決意をひとつ徹底するような、そういう措置をとってもらいたい。重ねてとってもらいたい。われわれとしては、国会といたしましては、基本に關する問題といたしまして、この点を強く大臣に要望いたしておきたい。もしそういう高級官僚その他権限や地位を利用して金集めや票集めをするような事実があったら、これは小山建設大臣がたとえやめていても、ここに出ていただきましてやりますよ。だから、その点については十分徹底する措置をとってもらいたい、その点

を要望いたしますが、この点についてひとつお答えをいただきたい。

○小山国務大臣 何度もお答えいたしますように、ともかくもそういうような御心配のあるような雰囲気では絶対ないようになさるべきであつております点、重ねて申し上げます。

○大原委員 第二の問題は、住宅供給公社法案につきまして、先般私は建設委員会に出まして、一兩日にわたつて質問をいろいろいたしました。大臣からやや前向きな前向きな答へもありました。この設置法によりまして、宅地を設けて、宅地行政につきまして一元化をはかつていく、こういう趣旨があります。これについては一部反対も批判もあるようですが、私は宅地行政を一元化していくことは賛成です。ただし、一元化しただけでは何にもならない。宅地行政をびしっと確立することが大切であります。だから、この土地問題は、私はここでいろいろとまたダブつて議論はいたしません、今日非常に大きな政治の基本に關する問題であります。つまり貯金した利子よりも土地がべらぼうに上がつておる。それで土地が投機の対象となる。そして物価は上がつて、貨幣価値は下落をして、株は下がる、そういうふうなことで、結局は土地とか宝石とかいうような換物的な考え方というものがびまんしておる。そのことが、日本の経済全体の物価の上昇の悪循環の一つの大きな基礎にもなつておる。そういう意味におきまして、日本の政府の土地行政というものは、落第であります、全くなつておらぬわけですから、先進諸国で、こういう土地問題のべらぼうなことではない。あとにも農地法の問題でいろいろ議論があるのですが、ほんとに二東三文で土地を買い上げてべらぼうに上がったという近郊の土地問題があるのですが、これは農地だけの問題ではないのです。そこに問題があるけれども、これは土地を投機の対象にして、しかも、ある場合において政治家も介入する、こういうふうな事態にもなる。そしてこれは吹原産業だつて、土地をすいぶん目当てにして、ばく大な二十億、三十億を回収

しようというようなことを彼は意圖しておる。国有地の払い下げとかいろいろな問題がある。だから、土地政策を確立するということは、物価その他の日本の政治の基本の問題である。社会開発など口幅つたいことを言つても、ここにも書いてあるけれども、土地政策一つできないようなことでは、これは政治ではない。だから、本年度はもうろん来年にかけまして、徹底的にわれわれはこの点を国会の責任において追及をしたいと思つておる。だから、土地政策に対するいまの段階における大臣の見解をこの際明らかにしてもらいたい。

○小山国務大臣 土地の問題については、もう各種の委員会でもたびたび申し上げておりますが、非常にむずかしい問題であることは、野党を問わずおわかり願つておると思つております。しかし、むずかしいままでほうつておくわけにいかない状態でもありますので、内閣では閣僚懇談会をつくりまして、われわれのほうでその原案をいまつくつておるわけでありまして、一つには、たとえば住宅団地などを造成する場合に、どうして原価の安い住宅団地をつくることのできるか、それには法制度上の手続は一体いまのままでいいのかどうかという点で、たとえばいま市街地開発法というふうな新しい手法を研究しまして、いま何とかこの国会に間に合はせたいということで、法制局や法務省と詰めている段階であります。新聞の論調や世間の評判を聞きまして、非常にうまい考えだと言われておりながら、実際法制度上の問題となつてきますと、非常にトラブルあるいは難点が出てきておまして、それでいま進行しない状況なんでありまして、これも何とか障害を押し破つて、あとわずかの残された国会の期間でありますけれども、この間に間に合はせたいというので、いま奮勵をしております。そのほか、たとえば土地収用法はこのままでいいのかどうか、この点にもひとつメスを入れたいということで、あらゆる角度から検討しておるわけでありまして、結局は、自由主義経済のもとにおいて土地の私有を認めておる場合に、その土地の価格

として時価でもつて買ふことがいいのか悪いのかという問題に最後にはぶつかつてくるわけでありまして。時価よりも安く買ふことが一体可能なのかどうか、この点が、要するに私有財産、自由なる財産を認めておる憲法と一体抵触するのもしないのか、この問題に最後にはぶつかつてまいります。そこで私もしましては、時価主義というものを放棄することは、おそらく不可能であらう、おそらくむずかしいであらう。そこで時価というものは、一体いつの時価をとるのか。長い間ほつたらかして、たとえば収用法で事業認定をしてから緊急裁決をするまでの間に一年も二年もかかつて、緊急裁決のときの時価であると、最初に売つた人は非常に安い時価で売つてしまふ、ねばつた人は高い時価で売つて、その間の不公平も出てまいります。そこで、これを事業認定のときの時価に直せないかというのを、いま研究を命じておるのであります。たのほか、たとえば一つの道路ができたり団地ができたりしますと、非常によく整備された土地、あるいは便利になつた土地の周辺が、非常に値上がりするわけでありまして。その周辺の値上りが一体ほうつておいていいのかどうか。現在、たとえば固定資産税という制度があります。あるいは土地の譲渡所得税という制度があります。値上りがりした分あるいは評価が上がつた分については税でもつて吸収する道がありますけれども、これが十分に動いておるかどうかという点も、いろいろ検討しなければなりません。そういう点の税制上の対策も考えていかなければなりません。同時に、その開発された土地及びその周辺との間のバランスが、一体これでいいのかどうかという点も検討の対象にして、そのバランスをくずさないようになりまい土地の収用法はないものか、あるいは買い上げの方法はないものかという点も検討いたしておるのであります。近くこの問題は、われわれの原案を閣僚懇談会に出しまして、ひとつこれでいこうということになりまして、たならば、政府全体としてそれに邁進していききたい、そういうことでいま準備を進めております。

決してほうつておくのではないのでありまして、問題があまりにもむずかしく、かつ広範多岐にわたつておりますので、現行の制度との矛盾を解決しながらやつていかなければなりません。そして着実に、しかも効果のある方法をやつていきたい、こういうことで真剣に検討しておりますことだけは、ひとつ御了承願ひたいと思つております。

○大原委員 これは議論すれば切りがないわけですが、大切な点を一、二申し上げるのですが、その時価とは何かという問題があるわけですが、大臣の御答へを聞きますと、時価というものはだんだん上がつてくるものだ、こういうふうな前提でお話してあります。将来も上がるのだという前提で対策のお話であります。現在も上がつておるわけですからそれはそうですが、先進諸国では、もうすでに解決しているのです。ほかの国は、この問題を解決しているわけですから。そこで問題は、資本主義経済の中で、私有財産との関係で、土地というものの対して公共性という観点からの価格の規制、そういうものができなかつたのか。この点をやらないと、税金を払つても、結局は地方自治体その他を含めて、どんどん単価が上がつて、公営住宅といったところで、半分くらいしか国は見つてくれないということになつておる。実際上は地方財政を圧迫している。住宅建設は進めない。こういうことは私はむしろ返して質問しないけれども、そういうことになつていて、結局は全部国民に返つておるわけですから、土地は公のものであるという、あるいは国のものであるという観点までいくかどうかは別にして、公共性というもののについてはつきりした一つの腹がまえをして判断をして諸機関にはかるなりあるいは諸機関の答へを実践するなり、そういうふうなことにしたい、私は政府、特に建設大臣は明確な見解を示さないで、この政策は進まないと思ふ。その私有財産、資本主義経済下における公共性の問題について、土地政策に対する考え方を大臣は明確にすべきではないか。この点につきまして、ひとつ御質問したい。

しても何を聞きましても、新聞の殺書を見ましても、ひっかかった話が一ぱいあります。実際にはそれ以上のたくさんの事実があるわけでありますから、こういうインチキ広告、誇大広告——ぼくは薬の問題をずいぶん議論したけれども、土地その他宅地についてインチキを言つて人をごまかしにおいて、登記もしてないようなものをやつたり、そういうインチキな業者につきましては、厳正に取り締まつてもらいたい。

それが、第三の問題。これは先般原爆スラム街の問題を社会労働委員会で議論いたしました。建設省からは課長、説明員しか見えておらなかった。これはこまかな質問をすることはできませんが、自民党、民社、社会党が現地に参りまして、原爆スラム街——太田川の流域あるいは長崎等の一部において、生活に刀折れ矢尽きた人がスラム街的なものを形成しておる。そこにいろいろな便乗者も入っておるわけですが、相当のそういうブロッ

政策は、住宅だけでは立たぬわけにあります。河川法上、河川局や、あるいは都市局、計画局その他が総合的な計画を立ててやるべきであるということにつきましては、先般の社会労働委員会におきましても、原爆医療法に關する附帯決議を与野党一致してつけました。総合対策を立ててもらいたい。住宅局、河川局あるいは都市局、計画局その他が総合的にその問題を立ててもらいたい。河川

けですから、そのうちにおきまして、この問題を、住宅政策を解決してもらいたい、こういう強い要望があり、与野党一致で附帯決議をつけたのであります。この点につきまして、建設大臣としては早急に関係各局が打ち合わせをしていただきまして、この事態が解決できるように善処願いたい。こまかな質問をいたしません、これにつきまして大臣の見解をお伺いしたい。

○小山国務大臣　このスラム街解消につきましては

は、一方において公営住宅をつくりましてそこに移つてもらうとか、あるいは生活輔導の問題もある

七

りましよりし、地方の自治体と連絡をとってやらなきやならぬ面も、たくさんあると思ひます。十分に連絡をとりまして、御趣旨に沿ひような方策を立てたいと思ひます。

○大原委員 それから第四の質問ですが、この設置法で大学が出来るわけですね。この大学校を卒業しました人の資格は、どういふことになるのですか。

○鶴海政府委員 大学校の講座はいろいろございしますが、一定の期間以上やります講座につきまして、それを通つた者につきましては、これは人事院の承認が要りますが、特別昇給をやるとか、そういう措置をとっております。

○大原委員 たとえば新制大学卒業と同じとか、給与についてもやはりそれに準ずるとか、経験年数を計算しながらそれに加えていくというふうな、そういう措置をとるのですか。

もう一つ、文部省の学校教育法でいへば、どういふのですか、各種学校ですか。

○鶴海政府委員 これは学校教育法にいう学校ではございせん。部内の職員あるいは地方公共団体、公団等の職員の養成、訓練に当たる機関でございまして、学校教育法によるものではございせん。養成機関でございせん。したがひまして、これを卒業いたしました場合に、学校教育法にいうどの学校を出たものとみなすかというふうなことは別に定めておりませんが、一定の課程を通つた者につきましては、ただいま言ひましたような給与上の措置はいたしております。

○大原委員 私もこまかな法案研究をしていないのですが、大学校の校という字をつけるのは、どういふことなんですか。

○鶴海政府委員 大学といひますのは、これは学校教育法にいう大学でございまして、文部省所管の一般の大学でございまして、各省に設けられております職員の教育訓練機関につきましては、それとの区別をするという意味もございまして、大学校という名称を付してあります。

○大原委員 そりすると、この大学校といふのは、特に名前を変えられたのは、名前がいいから変えたのですか。

○鶴海政府委員 これはある程度整備いたしました教育訓練機関につきましては、これは政府職員等の内部訓練でございまして、これは政府職員等につきましては、各省とも最近におきましては大学校といふ名前にいたしております。それに従つて、建設省の場合も相当に整備されましたので、大学校といふ名称に改めたい、かように考えたわけですが。

○大原委員 法制局の段階を通じて、いろいろと意見があつたと思ひます。他省との関係ですね。他の省も、研修所はすべて大学校にするのですか。

○鶴海政府委員 各省ともすべて大学校になつておるかどうか、多くの研修機関につきましては、たとえば自治大学校であるとか、消防大学校であるとか、海上保安大学校であるとかいふような名称になつております。

○大原委員 あなたは法制局といふ話をしてきたと思ひますが、私も聞かせたいのですが、各省の研修所、これは大学校といふ校をつけて、みんな大学校にするのですか。大体そういう政府の方針なんですか。

○鶴海政府委員 大学といひますのは、先ほど申しましたように、学校教育法の大学でございまして、各省に設けられております研修機関は、これは学校教育法の機関でございせんから、校といふ名前をつけて区別いたしておるわけでありまして。

○大原委員 ちょっとよくわからぬところがありますが、以上をもちまして……。たくさんございしますが、このくらいで……。特に網記願正をすつとやろうと思つたのだけれども、時間もありませんから……。

○河本委員長 橋崎弥之助君。

○橋崎委員 入札問題に関連をいたしまして、一言だけお伺いしておきたい問題があるのです。下等ダムダム工事の入札は明日と聞いておりますが、そのとおりですか。

○国宗説明員 下等ダムにつきましては、昭和四十年度に本体事業にかかる予算を予定いたしております関係上、本年の遠くないうちにその段取りに入りたいと思つております。明日ということには相なつておらないと承知いたしております。

○橋崎委員 その指名業者の中に、名神高速道路工事に関連をして不祥事を起こした関係人がその指名業者の中に加わつておると聞きますが、事実ですか。

○国宗説明員 指名業者につきましては、いまおいおい準備中ではございますが、具体的名神とおっしゃるのは、あるいは首都高速公団におきまして建設省から行政処分をかつて受けたことのある業者のことかと存じますが、当該の業者につきましては、すでに行政処分上、あるいは指導監督上の問題を終了いたしましたものでございまして、それらにつきましていつまでも差別をするということはない、かえつて不公正かと考えておるわけではござい

ますが、ダムにつきましては、それらの経験年数その他の実績を客観的にきめまして、一般のルールによつてきめられることに相なつたと思つております。

○橋崎委員 その指名停止をされておつたのが、急遽解除をされて、この下等ダムの工事に間に合ふように、定期的に考へてそのような疑いを抱かせる措置がある。私は関連ですから、多くをいまは言ひません。しかし、これは十分気をつけておつて下さい。何らの疑惑の起らないように、公正な措置をこの入札問題についてはやつていただきたい。これを要望して終わります。

○河本委員長 大出俊君。

○大出委員 もう簡単にけつこうです。いまと同じ内容なんです、この調査結果の報告提出をお願いしておいたのですが、これとからみますから、またいまの問題ともからむのですが、横浜のある業者で建設省の仕事に請け負つたわけですが、正確に言うと、二千九百三十八万円の仕事を横浜国道工事事務所の湘南国道影取地区拡幅工事、これを請け負つた会社が、ことしの二月警察の全国

暴力団取り締まりにひつかかつて、社長が検挙されておるわけですが、こういうことを御存じでこの会社に仕事を請け負わしたわけですか、念のため承つておきたい。

○尾之内政府委員 横浜のたゞいま御指摘の工事につきましては、これは地建限りでやつておる工事と思ひますが、私もどういふ報告は受けておりませんので、調べまして一報に報告いたします。

○大出委員 それは名前を申し上げたほうがいいと思ひますから申しませんが、私が持つております資料によりますと、名称は横組といふのですが、この社長さんは、前科があつたつて、それはいまりつぱにやつておられればそれでいいのだけれども、検挙されたのが本年の二月ですからね。ということになりますと、これはやっぱり穏やかでないといふことになりまして、御存じなければい

たし方がないのですが、あわせて御調査の上連絡をいただきたいわけですが。

○尾之内政府委員 承知いたしました。調査の上御報告いたします。

○河本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○河本委員長 これより原案及び修正案を討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 今回提案されました建設省設置法の一部を改正する法律案について、社会党を代表いたしまして反対の討論を行ないたいと思ひます。

第一点は、行政事務の分配についての問題でござい

建設行政の推進にりっぱに貢献できるような行き届いた配慮を十分施策の上になすように希望を付して、討論を終わらしていただきます。

○河本委員長 以上で討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

建設省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よって、修正部分を除いては、原案のとおり可決いたしました。

右の結果、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時十五分休憩

午後四時七分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題とし、質疑を行います。田口誠治君。

○田口(誠)委員 三十日の質問に引き続いて、質問を申し上げたいと思います。

三十日の質問の過程におきまして、二つの問題を提起いたしましたけれども、数字的に調査ができておらぬということから答弁ができず、したがって計数的な問題を主として質問したいという考え方がございましたので、遺憾ながら質問を打ち切ったようなわけでございますが、その後四、五日の余裕がございましたので、政府としても資料を取集され、一つの資料要求に対して資料も出ておるようなわけでございますが、私の先日お伺いをいたしました内容は、昭和二十二年の、月はいくつにわたってあつてもよろしいけれども、小作地が総耕作面積の何割に当たつていたのか、こういうことと、それからその後二十二年から二十八年までの自作農の数、それから自作を主として小作をやつておる数、小作を主として自作をやつておる数、並びに完全に小作をやつておる数を質問申し上げたのですが、当時はお答えがなかったの、きょうここに十分ではありませんけれども、一応の資料を出していただきましたので、この内容をまず御説明をいたしたい、それからあとの質問に入りたいと思います。

○八塚政府委員 最初の小作地率についてでございますが、お手元にお届けいたしました表にもございまして、昭和二十年あるいは二十一年、二十二年というふうにだんだんにいろいろな統計がございまして、二十二年について申し上げますと、この調査は、臨時農業センサスという農林省で各農家に対して申告を求めた調査でございます。二十二年の八月一日現在でやつた調査でございます。これは個人調査でございますから、そこにあるように、「農家(世帯員中農業を営むもののある世帯)」をつかまえておりますから、全然農業をやつてなくて貸し付け地を持つておるといふ者が抜けておりますけれども、五百一万二千町歩のうち、小作地は百九十八万一千町歩というところで、約四〇％になつておるわけでございます。その以外の数字がそこにもございまして、あるいは総耕地面積等におきましてもいろいろ差がござい

ますが、これはいずれも調査方法の差に基づくのが第一点。

それから当然のことでございますが、農地改革が進行いたしました小作地の比率が変わり、それから農地改革終了後も、やはり小作の方が小作地を地主の方から買求めていくとか、あるいは地主の方が現行の農地法の二十条に基づいて小作地として貸し付けておつたのを、今度は自作していくとか、いろいろなファクターが入りまして、結局三十年の二月一日現在、これは臨時農業基本調査と申しまして、やはり農林省の総合的な調査でございますが、それによりますと、総耕地面積五百十八万三千町歩、うち四十六万六千町歩、約九〇％程度に小作地率が減つておるわけであります。その後も、これは農地改革に直接関係はございませんけれども、現行農地法のもとにおきまして、なお小作地が減つておるまして、最近の三十五年の世界農業センサスでは六・七％というふうなことになるわけでありまして、なお、つけ加えて申しますと、四十年の二月一日現在で、現在農林省がやつておるわけでありまして、これはまだ出ておりません。なお、詳しくはそこいろいろな定義でありますとか、調査方法の相違でありますとか、書いてございまして、一応そういう傾向になつておる次第であります。

それから第二の小作別農家数でございます。これも調査は、大体この前の小作地率の調査の結果と同じ調査の結果でございますが、ただ前の調査にございまして、ちょうど二十五年あるいは二十六年からのほうでございますが、農地等開放実績調査、これは結局農地局でやりました各農地委員会からの報告をまとめた調査でございます。これは農地そのものに着目した調査でございますので、面積としては小作地率が出るのでありますが、自作、小作というふうな農家のそういう面からの分類は出ておりませんので、それは小作別農家数のほうでございまして、小作別農家数について御説明申し上げますと、二十二年、これはやはり先ほどの臨時農業センサスに基づきます調査でござ

いまして、そのいわゆる自作農であるとか、自作兼小作であるとかという定義につきましましては、その備考のところにもございまして、自作農とは「経営面積のうち自己所有の耕地が九割以上のもの」、自作兼小作農とは「自己所有の耕地が五割以上九割未満のもの」等々というふうに定義がございまして、それに基づきます結果といたしまして、農家総数五百九十九万九千、その中に自作が三六・五％、それから小作兼自作と純粋の小作、この両方を合わせますと四三・五％というふうな数字に相なるわけでありまして、その後二十五年の世界農業センサスでは、この数字が小作兼自作プラス小作が一・七％というふうになつております。その後このような農人的な小作別農家数についての統計がございせんが、三十年の臨時農業基本調査、これも俗にセンサスと呼んでおりますけれども、これにおきましては、小作兼自作と小作とを合わせますと八・七％、それから三十五年に至りますと、小作兼自作が三・六％、小作が二・九、合せて六・五％というふうになつておるの、でございます。

なお、先ほど申し上げましたが、多少約束の違ひ点がございまして、各数字を非常に厳密に申し上げますと、直接の連続性はないわけでございますが、大体のところ、これで傾向が十分くみ取れるのではないかとこのように考へておる次第であります。

○田口(誠)委員 一応三十日の資料要求に対しては資料を提出していただき、きょう報告をいただきましたわけですが、この内容には私の要求いたしました年度が全部入っておりませんけれども、これは私は最終的に私のほうの数字をもつてお出しをするときに申し上げたいと思つたので、一応資料要求をいたしましたこの点については質問を保留いたしておきまして、次に移りたいと思つた。そこで、総務長官にお伺いをいたしたいと思つた。総理府の責任で今度の法案が提出されたの、でございますが、私どもが質問をいたしまするに、

法務省にも関係があり、あるいは農林省にも関係があり、そうした方面にも関係があるのですけれども、大体そういう点の質問に対する回答準備というよりなものはできておるのかどうか、この点をお伺いをして、もしできないというところになりますと、政府委員の出席を求めなければならぬので、まずこの点の解明をいただきたいと思ひます。

○白井政府委員 一通りお答えする用意はございますけれども、しかし、ことに専門的ないろいろな部分にわたりますのは、場合によりましては御要求によってそれぞれ政府委員を出席いたさせまして御答弁いたしたい、かように考えます。

○田口(誠)委員 そこで質問を次に移していきいたいと思ひます。

今度の法案の内容からいいますと、一反歩以上のものにつきましては、二万円にその被買収農地の面積反数を乗じた数字を算定いたしておるわけでございますが、そこで最高が百万円という一つの基準ができておるわけなんです。そうしますと、五十町歩ということになるわけなんです。そうなりまると、私がここで聞きましていたしたいと思ひます。それは、その当時この農地開放がされる場合に、最高に該当する数字がどの程度あったかということをお聞きしなければならぬと思ひうわけなんです。したがって、五十町歩以上のもの不在地主が、これは北海道と内地と分けて、どの程度の数字になっておったのか、この数字をお示しいただきたい。

○八塚政府委員 いま調べますが、ただ百万円は田だけで換算いたしますと、三十五町歩で百万円になります。ただ、畑はこの法案にありますように、六割をかけますから、畑を持つてゐる方は三十五町歩以上持つておりましたも、もう少し少なくなりますけれども、田で換算いたしまして、三十五町歩で百万円になるわけでありま。そういたしまして、百万円で頭打ちをされる方の推計いたしましては、約七千名というふうに推定をいたしております。

なお、五十町歩以上の買収された方については、内地、北海道を入れまして、二百二十七戸、そうしまして、そのうち北海道が九十戸ということに、これは農林省の農地開放実績調査によりまして数字でございますが、なっております。

なお、全体としまして、私も現在今度の農地開放の対象になるという人数は百六十七万人というふうに考へておりますので、パーセンテージとしましては、それほど大きくはならないと思ひます。

○田口(誠)委員 いま私の質問申し上げた五十町歩と、それから百万円に対する三十五町歩との関係ですが、これは三十五町歩で百万円と切られたのはどういふ趣旨であつたか、この点をひとつお答へいただきたい。

○八塚政府委員 三十五町歩を先にきめまして、そうして百万円になるからというふうに考へたのではありません。百万円以上は一応御遠慮願おう、あるいは百万円以上は出さぬはあまり適当でないだろうということ百万円にきめまして、そうしてそれを田で換算いたしますと三十五町歩になるということでございます。

なお、それではなぜ百万円で頭打ちをしたのかというところでございますが、これはやはりこの報償の性質から見まして、なるほど三十五町歩以上買収された方は、補償と考へますならば、これはそういうことでなく、面積に応じて出すというよりなことに相なるかと思ひますが、これはやはり報償でございます。百万円も出せば報償の気持ちといたしまして、百万円も出せば報償の気持ちでございます。これはこの法案の趣旨でございまして、やはりこの法案の趣旨で改革に対する貢献というふうなものに對して、政府としてはしてくれたというふうにお考へいただけるのではないだろうかというふうにお考へて、百万円という数字を考へたのでございまして、百万円としてたなへ上げておきまして、それで、最高百万円にすることに於いてこの報償金を出す理由、

○田口(誠)委員 その百万円という数字は、百万円にすることに於いてこの報償金を出す理由、

目的というものが、農地開放することによって日本の農村が民主化され、日本の経済の発展に大きく貢献をしたのだ、農村経済の発展の基盤をつくつたのだ、このことに協力をしたから報償金を今度出すのだ、これが理由であるわけなんです。

そうしますと、五十町歩持つておる者と三十五町歩持つておる人が同じ報償の金額ということになりますと、協力の度合いというところから考へますと、それは非常に不公平であると思ひます。最高を百万円にするか五十万円にするかというところは、それは総金額の上において政治的にきめにならうといたしまして、やはり貢献した度合いに応じて報償金を出さうということになります。ば、当然三十五町歩で切られたということが、私はどうもただいまの答弁の範囲内ではわからぬわけなんです。五十町歩も持つておった人も、三十五町歩持つておった人も、同じ金額だということになれば、これは貢献の度合いということになります。五、五十町歩持つておった人は非常に協力をしたのだということに理屈上なるわけなんです。そういう点、三十五町歩で切られたというこの点が、私はどうも矛盾を感じておると思ひます。事のよしあしは別問題として、こういう出し方は矛盾を感じておると思ひますが、そういう点についてどういふようにお考へてございしますか、もう一度御答弁をいただきたい。

○八塚政府委員 おそらく同様の問題は、たとえ一町歩でありま。一〇〇％二万円、あるいは一町歩をこえて二町歩未満でありま。五〇％一万円というふうな刻みをする。こと自体にも、あるいは同じ問題があるのかと存じますけれども、そもそもこの報償は、貢献であるとかあるいは心理的影響というふうな申し上げておきますが、本来物的な財産権をどういふことではなくて、無形の、あるいは無体のと申しますか、無形の気持ちの問題でございします。そういう意味でその他例するといふことを考へなかつたのであります。

また考へることが妥当でないというふうに思ひます。

○田口(誠)委員 そこで、富豪の万灯よりも貧者の一灯と言ひますが、私は五十町歩持つておる人、一町歩持つておる人、五十町歩持つておる人、こういふ人たちが農地開放によってこれを開放したということは、これは逆論から言ひますれば、少ない反別を持つておつてもそのほとんどが供出しなければならなかつたということ、それから五十町歩というよりな多くの田畑を持つておつた地主も開放をしなければならぬということになります。と、このことは私はどう考へてみましても、いまの百万円の金額の置きどころは、五十万円にしても三十万円にしても、それは政治的にやれることですけれども、しかし、この算出の方法は三十五町歩で頭打ちをしておるということ、それから頭打ちをしておることについての説明はただいまあつたわけなんです。ただいまの説明のような論法で行きますれば、これは少ない町歩を持つておる小さい地主は、これは打撃は大きかつたであらう、こう考へられますので、この点はこれ以上質問申し上げても明快な答弁はできないと思ひます。この配分のしかたは矛盾を感じておるから、これはこれ以上名答弁はできないと思ひますが、答弁ができれば答弁をしていただくとして、しいて答弁は求めません。だから、そういうような点から、私は、ここに提案されておる配分内容というものは、これは理論的に矛盾した配分である、報償の基準である、こういうふうにまず指摘をして、次に移りたいと思ひます。

そこで、私はやはり問題になりますことは、三十五町歩と五十町歩と同じ報償金を取るということになりますと、一応ここで聞きましておきたいと思ひます。これは、当時五十町歩以上の地主さんといふのは何名くらいあつたかということ。○八塚政府委員 五十町歩で申し上げますと、これは先ほど申し上げましたように、全国で二百二十七戸、そのうち北海道が九十戸ということになっております。これは先ほど申し上げました

ように、昭和二十五年の八月にやりました調査で、農地改革の開始前の状態でそういうことになっておるといふ数字でございしますが、もし田口先生のお持ちの数字とよほど違ひますならば、なお検討いたしたいと存じます。

○田口(誠)委員 その数字は違つておりますが、あなたのほうの数字でいきますと、町歩としては何町歩になっておりますか。

○八塚政府委員 失礼いたしました。確かに違つておりました。訂正をいたします。ただいまのは団体と個人と分かれていて団体のほうだけ申し上げたわけでございます。概略九百二十二戸……

れから回収が不能になったという場合には、それをどこかに売却する、こういうことになりまされるけれども、適当な買い手のない場合には、銀行はみずから落札をして、みずからの所有地にしておいたのが相当多いわけですね。したがって、このいわゆる銀行地主というものは、どの程度あったかというところをお聞きしておきたいと思ふ。このことは、戦後の財閥解体とかみ合わせもございまして、その点もひとつ数字をもつてお示しをいただきたい。

○田口(誠)委員 これはあなたのほうで、どの程度の資料をそこにお持ちになるかわかりませんが、これも、もう数字は出ておるはずなんです。これは農林省が、たゞいま私の申しましたような、そして今日まで質問をいたしましたようなことは、途中でちよつと中断をしておりますけれども、明治時代からやつておる。その統計というものがあつたわけなんです。そういう資料をいろいろ重要な法案の審議のときにお持ちにならずに、政府委員としておいでいただいております。まことに私は遺憾に思つておるんです。私もせつかく三十日の継続を質問させてもらつたことで質問合に立ちましたけれども、なかなか進まないわけなんです。どうしますか。

○八塚政府委員 いま田口先生のお話になりましたのは、銀行地主についてでございますが、ただいま私どものところには、銀行に着目した資料が見当たりませんし、ございませぬので、実は何も申し上げることができないのでございします。

○河本委員長 八塚君、数字がわからなければ、あとで報告したらいいですか。

○田口(誠)委員 そちらで、手元に数字がなくて、調べるといふお話でございしますけれども、これは必ず調べて答弁をしていただければ、資料を提出してもらへるのかどうかということなんです。もう質問して答弁の貸しが次から次へとできていきますから、あとで整理が困るくらいにならうと思ひますから……

○田口(誠)委員 田口君に申し上げますが、八塚君のところではわかる数字は至急に調べさせます。それから農林省より関係者を、もし必要ならば呼びます。

○田口(誠)委員 今度は委員長のほうからも数字のわからぬ面があつて、そして農林省を呼ぶ必要があるれば農林省を呼ぶというところでございしますが、私はこういう問題があるから、私の質問に入る前にあなたと対して笑話の中で、一切こういう質問をするんだが、あなたのほうで資料はよろしゅうございしますか、こう念を押したら、まあ大かたのことは答弁できますというお話でございしたので、それでは三十日の続きが質問できると思つたのですけれども、あなたのところで全く困難だということだつたら、いまずきにその手配をしていただきたいと思つておるわけなんです。これは委員長長のほうからひとつ手配をいただきたいと思ひます。

○河本委員長 田口君、いま呼びます。すぐ来る。それです。他の質問を続けられんことを望みます。

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○田口(誠)委員 他は質問というところでございしますが、まあ大体農地開放をされる数字とびつたりでなくとも、それより若干以前の数字のものも入つてから——入つてからといふことはこれは

○八塚政府委員 お話のように、この仕事を進めてまいりました。法案に面積が非常に重要な点になっておりますから、その面積、いわゆる買収された面積がどれだけか、売り渡しを受けた面積がどれだけかというのを請求者個々の人について確定をしなければなりません。そうしてそのためには、当然お話になりましたように、全国にございまして法務省の登記所のごやつかいになるということになるのであります。その意味におきまして、一応これは初年度といまして百万人程度、先ほど百六十七万人というふうに全体を推計しておると申し上げましたが、初年度百万人くらいというふうに考えておるわけでありまして、その人たちのための法務省の経費をいたしまして、これは総理府のほうに予算が計上をされておるわけで、もし法案が通りましたならば、法務省の御要求に応じて、こちらのほうからそれを支出していくということになっておるわけでありまして、九千万程度計上をいたしておるわけでありまして、その内訳は、お話のように、やはり人手が要るわけでありまして、その人手のいわば超過勤務といふような経費、あるいはまた現在の、これは全国に約千八百登記所がございまして、端的に申しまして、現在の登記所はこれだけの件数を短時間で片づけるというところは、なかなか困難でございまして、特に物的設備等については困難でございまして、いろいろな器材等については登記所のために経費が計上をされております。なお、その他法務省の中に整備費が若干あるというふうに聞いておるわけでありまして、大部分は私どものほうの予算の中に一億九千万計上をいたしておるということでございます。

○田口(誠)委員 この法案が通過した場合、総理府のほうで作業をやられるのですか、これは。○八塚政府委員 これは総理府が責任を持った官庁でございまして、これだけの方たちの一番問題は認定でございまして、その認定を総理大臣あるいは総理府が直接やるということに困難でございまして、この法案にもありますように、府県に委任するということになっております。このやり方につきましましては、やはり資料の中に経路を書いたのがございまして、府県に頼む、あるいは市町村を窓口にするというふうに考えております。そうしてやはり法務省と同様に、これは府県としては全く委任事務でございまして、国が委任をした事務でございまして、府県に対して私どものほうから金を差し上げる。この経費が、やはり私どものほうの予算の中で二億三千八百六十万円と考えております。大体現在のところでは一府県約百万円、一町村約六万円から七万円程度になるというふうに考えておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 各都道府県なり市町村でこの作業をやるような場合には、定員をふやさなくてはならない。定員をふやす場合の予算は、何かの形で地方自治体のほうへおろされるということになる。しかし、その作業が終わったときには、その職員は結局仕事が終わるわけなので、こういうような点をどう考えておられるか。法務省に資料があり、総理府が責任を持って作業をする。しかし、それには総理府の予算として取っておるけれども、各都道府県なり市町村でその作業をやってもらうというところでなければ、現在の地方自治体の定員の実態では、こういう方面へ手を伸ばすだけの人員の余裕はどこへいってもないわけなんです。したがって、この作業をやろうとすれば新しく定員をふやさなくてはならないわけなんです。しかし、これは二年間でこの作業を終わるといふことになりまして、その二年間をどう考えておるのか、実際にそういう作業がやれるかどうかということをお考えなさい。私は非常に疑問が多いわけなんです。もう少し系統的に、法務省にはこういう登記簿類があるのだが、それは総理府の責任でやる。しかし、現在のところでは本省のほうでは予算は取っておるけれども、定員等の措置を講じていないので、まず地方自治体でやってもらう。地方自治体でやってもらうというところになれば、地方自治体の定員をふやしてもらわなくてはなら

いのだが、その場合の人員費その他のものについては、予算が取ってあるのだから、十分か不十分か計算をしてみなければわかりませんけれども、まあかつこうはつくと思ふのですが、そういう点について、どの程度一件についての事務時間を見積もられて、そしてこの予算というものを取っておられるのか。また、そういう関係から各地方自治体へおろす金は、どういうような基礎に基づいておろされるのか、この点もお伺いをいたしたいと思ひます。

○八塚政府委員 それではもう少し詳しく申し上げますが、まず全体の仕事の流れを申し上げますと、これは法案あるいは法律に基づきます政令、省令等で具体化するわけでありまして、御承知のように、これは農地買収者の請求によって行動が起り、それが起点になるわけでありまして、それが最終的には総理府でそれを認定するわけでありまして、これはいまだ申し上げましたように、直接認定はできないので、都道府県知事に法律によってお願いをする、そして認定をいたします。その方の認定した分の国債が手に渡るといふことが確定するわけでありまして、それを大蔵省のほうへ私どものほうから通知をいたしまして、大蔵省の系統、財務局を通じてお渡しをしていく。そして年々の償還については、これはこの法律にありますが、郵便局で償還をいたす。ただいまお話しになりました最も問題になります登記所の問題でございまして、先ほど申し上げましたように、これだけの面積を買収され、これだけの面積の売り渡しを受けたか、あるいはどういふ理由で——と申しますのは、どういふ法律のどの条文で売り渡しを受け、買収をされたかということにつきましまして、登記所の登記簿に基づいていけば公認されるわけでございまして、何となく私どものほうでは認定をするために、その登記簿の謄本あるいは抄本を請求書に添付して請求してもらわなければならないのであります。そういう意味におきまして、まず登記所に非常にお仕事を願わなければならないということ、それからそういうふうにして登記簿抄本をもらってこられて、そして請求をされる。そうしますと、窓口たる市町村では一応それを見て、そして都道府県知事が認定をできるように都道府県知事に送付をする。そのためには、当然その窓口、そういう請求書を市町村長が受け付けていただくというために、手間がかかるわけでありまして、当然都道府県もそれなりの人数が要る。その意味におきまして、田口先生の御指摘になりましたように、そのための定員といふのは、本来もろろんございせん。しかも、これは一応請求は二年間、請求は二年以内にしていただく。したがって、三年目に認定はされ込むことがあり得るわけでありまして、一応大部分の仕事は二年以内に終わる、請求していただく。したがって、いずれにしましてもこれは臨時でございまして、お話のとおり、二年の臨時でございまして、そういう意味におきまして、新しくこのために定員をふやすということも、やはりこれはまさに御指摘のとおり適当でございせん。そこで、以上のような大体の仕組みにおきまして、私どもはこれは何人というところではなくて、どれくらいの作業日数に要するであろうかというところで詳しく計算をいたしたのであります。その計算の中身は、一つ一つ非常にこまかくなっておりますが、私どもは市町村に出向きまして、いわば一種の演習といふか、実地でほんとうにどれくらいかかるだろうということをやってみたのであります。これはお話にもありましたとおり、もともと本来地方自治体の仕事ではございせんから、私どもとしまして、都道府県あるいは市町村に迷惑はかけたくないという気持ちでは当然非常に強く持っております。そして自分たちはそれなりの程度専門家でございまして、そういうことも考慮して、一体どれくらいかかるだろうかというふうなことをかななりやってみまして、私どもの計算では、都道府県では賃金の積算の基礎にいたしております作業日数というのは、一都道府県千五百九十九人日

というふうに考えております。それから一市町村では九十四人日、ですから、これは賃金の積算の基礎でございますから、ところによつては、人数をふやされればそれだけ日は減るというふうなことでございます。ただ、大体こういう請求が出るのは、ある期間、請求者のほうの都合もあると思ひますので、人だけふやせばそれで日は短くしてもいいというのではございせんか、かたがた全然しろうとの方が非常にたくさんおられてもいいというわけでもございせんから、そのあたりはおのずから日と人数というものは限定されますけれども、そういうもので考えてみる。そのほかいろいろこまかく通信運搬費とか、あるいは本市町村の中でやはりはつきりわからないのは実地に調べに行くとかというふうなことで、こまかく計算をしたのがございしますので、必要があればなおまた御説明を申し上げます。

それから法務省につきましても、これは先ほど申し上げましたように、法務省といつても、平素はいろいろな仕事をやらなくてもいいのであります。わずかな日数の間に、一時に相当な請求のための登記簿謄本をとつてあげなければならぬ。しかもこれは十五年なり二十年近く前のものでございまして、編纂その他についても、ある程度手間がかかる。そういうことにつきましては、私どものほうも法務省とかなり綿密に打ち合わせをいたしまして、先ほど申し上げましたように、超過勤務であるとか、あるいは庁費であるとか、消耗品その他の計算をいたしておるのであります。あるいは賃金等につきましても、これまたやはり登記所におきましても、このために特に定員をふやせば二年ないし三年足らずして確かに要らなくなるわけでありまして、賃金といつても、十七万五千九百五十五人というふうな賃金の費用等も見込んでおるのでございます。法務省のほうでは、先ほど申し上げましたように一億九千万でございますが、そのうちやはり一番大きいのは、賃金の八千八百万というところでございます。

それから法務省につきましても、これは先ほど申し上げましたように、法務省といつても、平素はいろいろな仕事をやらなくてもいいのであります。わずかな日数の間に、一時に相当な請求のための登記簿謄本をとつてあげなければならぬ。しかもこれは十五年なり二十年近く前のものでございまして、編纂その他についても、ある程度手間がかかる。そういうことにつきましては、私どものほうも法務省とかなり綿密に打ち合わせをいたしまして、先ほど申し上げましたように、超過勤務であるとか、あるいは庁費であるとか、消耗品その他の計算をいたしておるのであります。あるいは賃金等につきましても、これまたやはり登記所におきましても、このために特に定員をふやせば二年ないし三年足らずして確かに要らなくなるわけでありまして、賃金といつても、十七万五千九百五十五人というふうな賃金の費用等も見込んでおるのでございます。法務省のほうでは、先ほど申し上げましたように一億九千万でございますが、そのうちやはり一番大きいのは、賃金の八千八百万というところでございます。

○河本委員長 農林省の丹羽農地局長が参りました。

○田口(誠)委員 それでは私がまだ質問をやつておるうちに、ただいま私のほうから質問を申し上げた内容を徹底してもらつて、そして答弁の準備をしておいてもらいたい。

そうしますと、予算としては、一億九千万円とそれから二億三千八百六十万円というものが獲得はしておられるわけなんです。それで、これはただいま答弁のありましたように、これは昭和四十二年の三月三十一日までに申請をした者に限るといふことになっておりますから、これを徹底してごたごたやつておりますと、四十二年の三月三十一日ぎりぎりなところをそうした資料が申請が出るということになりますので、それから作業にかかるといふことになりまして、各年ごとの計画というものは、いまからちよつと読めないと思ひ、そういう関係から、この予算といふものは、各年ごとのもの、この作業に対する予算は、ただいま申しましたように一億九千万円、それから二億三千八百六十万円ですけれども、これは昭和四十年年度に消化するものか、それともただいま申しましたように昭和四十二年の三月三十一日までに申請をした者に限るといふことになりまして、作業を昭和四十二年の四月一日以降になるわけですから、昭和四十二年の四月一日以降になるわけですから、そうなりますと、この予算といふものは、当面昭和四十年年度として必要な予算であるのか、それともこれはただいま質問しましたものもろのことと考えて、この作業に対してはこれだけの予算でいいんだという予算なのか、この点ひとつ御説明いたしたい。

○八塚政府委員 その点お話をはつきり申し上げなくて申しわけございせんでしたが、これは昭和四十年年度予算でございまして、四十年年度の作業に必要な経費でございまして、そうしまして、大体計画としては、先ほど申し上げましたように百六十七万人というふうに踏んでおるわけでございますが、初年度はそのうちの百万人程度に

応する経費でございまして、したがひまして、残り的人数に對しましては、四十一年度にもまた要求をする。それから先ほど申し上げたように、請求が二年でございまして、たとえば四十二年の二月ごろに出てきたのは、あるいは四十二年の四月、五月というように処理をしなければならぬこともあり得るわけでございますから、これはまあ二年目の様子を見まして、三年度との程度でございまして、これは四十年年度の予算でございまして、したがひまして、いま申し上げましたように、全体の六割程度を初年度に、初年度とそれから次年度あるいは三年度というふうなものに比率に

ついては、たとへば初年度は普及普及に、あるいは趣旨の徹底に時間がかかるだろう。それにしても六割程度を見るのは、少しその意味で大胆じゃないかといふような御懸念もありになるかと思ひますが、ただ初年度につきましては、これは従来かなり長い問題でございまして、比較的確定的なものはわりと早く出てくるというふうなことも考へまして、初年度をむしろ多くしたのでござい

ます。

○田口(誠)委員 まあ推定で予算獲得をしておられるわけなんです、これは四十年年度の必要経費、こゝろでございまして、四十一年度になりますれば、その時点でまた予算要求といふものがあるかと思ひますので、その点は確認をいたしておきます。

それから初年度に六割程度というのは申請が出るだろうという、こゝろの見込みでございまして、この六割という申請が出るという見込みでたゞいまの予算といふものが組まれておる、こゝろにうに受け取つていてよろしいのです。

○白井政府委員 予算の点ですから私からも補足いたしますが、必ずしも六割出るかどうかといふことはかりでございせん、一つは、初年度は、先刻お話しのように、いろいろPRといひますか、その手続等や何かのために全国的なブロック会議をやつたり、それから県内の説明会をやる、

さらにまた市町村の中でもそういう打ち合わせ会とか、ブロック会議とか、説明会とか、そういうようなことをいたしますもので、そういう費用、それからまた請求書の用紙とか準備のためのあれを含んでおりますので、六割申請者に対してだけというばかりではないわけでございます。これは實際どれだけ申請があるか、これからの問題ですが、いづれにしても初年度は、最初であります、説明のやり方によつては相当出てくるだろうといふので、一応腰だめでこゝろの予算を組んだわけ

でございます。来年度においては、必要に応じてまた組む、こゝろのことになるわけでありまして、

○田口(誠)委員 全く推定で、幅のある予算獲得ということになっております。

そこで、先ほどの答弁のほうはもう準備できました。

○丹羽政府委員 御連絡いただきました点は二点あったわけでございますが、五十町歩以上の地主が戦前どの程度あったかといふことにつきましては、三千四百十といふことは総理府のほうから御答弁がございました。

それからもう一つ、銀行地主の数がどの程度あったかといふことでございますが、現在、農林省にございまして統計資料をいたしまして、昭和二十一年八月に、農地改革以前におきましてとつておりました資料を全部集大成いたしましたものでございまして、昭和二十五年に実績調査いたしましたわけでございますが、二十五年度の調査におきまして、買取の対象になりました法人数は捕捉いたしてお

は相当私どもは、戦後の産業の民主化に伴う財閥解体との関連もあろうと思ひますので、いまお聞きしたのですが、その農地開放当時の数字というのは、農林省のほうではわからないということなんです。そうなんです。

○丹羽政府委員 戦前の統計、農地改革以前のいろいろの統計の中に、法人の農地所有の調査、統計の結論は、遺憾ながら二十一年八月に集大成いたしました統計資料には載っておりません。それから、二十五年の調査で、法人から買取しましたものは十四万二千、そのうち五十町歩以上の法人団体が二百二十七ある。これは二十五年の実績調査にございます。さらに、その法人の中に銀行法人というものがだけあったかという御質問の点になりますと、遺憾ながらその内訳がないということをおし上げた次第でございます。

○田口(誠)委員 私は、これをなぜお聞きするのかといふとすれば、いわゆる銀行地主というのが年々非常にふえてきておったわけなんです。したがって、開放当時の数字といふものが明確でなければ、この審議をするときに、非常に私どものほうで数字を突き合わせるに支障があるわけなんです。それで、ずっと古いことを申し上げますれば、長野県の場合、一つの県の場合を例にとってみますと、この銀行所有地といふものが、日本勧業銀行の所有地だけでも、これは十一年六月調査になっておりますが、その数字が千二百十八町歩というふうにふえておるわけなんです。こういうふうにふえてきておるから、おそらくこの銀行地主といふいわゆる法人地主は、その当時に相当あったであらうということが推察できるわけなんです。したがって、今度の法案の内容からいいますと、この数字を、開放当時、年月日そのままでなくともいいが、私どもが数字の突き合わせのことができるべく近い時期の数字でもお聞かせをしいたかなければ、突き合わせができないということなんです。長野県だけでも、ただいま申しましたように、千二百十八町歩になっておるといふこと

となんです。そういうふうにふえておるわけなんです。だから私は、こういう点からいいますと、全国的には非常にこの銀行の所有地、いわゆる銀行地主といふものがたくさんあったということが推察できるので、この点について、どれだけの銀行が何町歩持っておったかということ、これは数字は農林省のほうに上がつてきておると思うのです。それでなかったらおかしいわけなんです、どうですか、それはわかりませんか。

○丹羽政府委員 農地改革の実績調査におきましては、個人、法人別の土地の買取面積及び法人団体の数は、掌握いたしておるわけでありまして、二十五年八月一日調査で、在村法人団体の小作地が二十一万四千八百八十町歩、不在村法人の小作地が二千三百九十町歩という数字は掌握いたしておるわけでありまして。ただ、先生御質問の、この法人の中で銀行法人が幾ら持っておったか、この点に關しましては、その内訳が判明をいたしません。全体として法人所有の小作地、これは掌握いたしております。その内訳が遺憾ながら集計されておらなかった、こういう実情にあるわけでございます。

○田口(誠)委員 そこで、ないと言われまして、きょう聞いてもしかたがないのですが、これは日にちをかしましたら、この数字といふものは出るものか出ないものか、これをまずお答え願いたいと思ひます。

○丹羽政府委員 当時の個票を再集計をすつたといふたすれば、あるいは実情はわかるわけでございますが、実際問題としては集計は困難であらう、かように存じております。

○白井政府委員 なお、念のためにちよつと申し上げておきますが、ただいまのような銀行法人のよきな会社法人でございますが、営利法人には法令の定めるところによつて支給しないといふことになっておりますが、その中に含まれるものである。第三条の二項の二に書いてございまして「外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体」、そこでいまのお話のような銀行等の地主には支給しない、こういう中に入るわけであり

ます。

○田口(誠)委員 農地開放が着手をされました自作農創設特別措置法ができてから九回、法案が改正をされたり、あるいは政令が出たり、農林省令が出たり、施行規則によつて指導が変わつたりしてきておるわけなんです。そこで、いま長官の言われた内容は、その三条というのは、自作農創設特別措置法の中の三条が、そのところをちよつとはつきりしてもらいたい。

○白井政府委員 それは、今度提出いたしました御審議いただいております農地被買収者等に対する給付金の支給に關する法律案の三条でございます。これはまだ通つてゐるわけではございませんから、その範疇には属しません。これから御決定いただければ、そういうことでやる、こういうことであります。

○田口(誠)委員 この法案にあるそれを抜いた法人といふのは、たとえばどういふものをさしているか。

○八塚政府委員 法人の中にもいろいろございしますが、全体として個人に準ずるような法人は、個人と同じように考へてあげたい。したがつて、先ほど来問題になっております銀行等は、当然私どもとしても対象の外に置くといふふうに考へております。したがつて、たとえば株式会社等の中にも、これは営利組織でございましてけれども、私も現在の考へ方では、同族的に個人的なものも實際上でございまして、そういうものは対象とする。しかし、銀行とかそういうことになりまして、もうちよつと問題の外でございまして、あるいはまた、旧財閥が相当大きい牧場等を經營しておつたといふこともございまして、こういうのは当然省きたいといふふうに考へております。

○田口(誠)委員 そこで、いわゆる株式会社という性格のものは、もう一切除外といふことですか。

○八塚政府委員 ただいま私が多少舌足らずな御説明を申し上げたので申しわけございせんが、現株式会社であるから全部省くといふふうには、現在考へておりません。株式会社は、なるほど営

利組織として現在の資本主義の中では一番はつきりした組織、制度上はそういう組織でございますけれども、実際問題としてはかなり個人的色彩の強いものもございまして、そのところをどう區別するかは法律技術的なかなむずかしいのでありますけれども、株式会社なるがゆゑに全部省くといふことは、必ずしも考へていない。株式会社のうちでも、個人に準ずるメルクマルがつきますならば、それはやはり対象にしたいといふふうに考へております。先ほど例を申し上げましたけれども、最もはつきりした銀行等は当然これはもう省いていく、対象にはしないといふふうに考へておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 もう一度その辺を詳しくお聞きしたいと思ひますが、個人に類するような株式会社のほうは、これは該当する、そうでないものは該当しない、これはこの法文の中に基準をどういふから定めていくのですか。

○白井政府委員 その点は、今後法案が通りましてから政令で定めていきたい、こういう考へでございます。

○田口(誠)委員 法案が通つてから政令で定めるといふことになりまして、こゝへお示しになつておるような総金額とか対象人員とか、こういうようなものは出てこないと思ひます。だから、その辺のところはどうも不満足であると思ひますが、その点をもう少し明確にしておきたいと思ひます。

○八塚政府委員 もちろん政令で定めるわけでございますから、まだきまつておるわけではございませんけれども、先ほど来から申し上げておりますように、私どもとしましては、この法案の性質が本来そういうショックを受けたか、一つの理由にいたしておりますから、当然全体の考へ方として、個人に準ずる、つまりそういう感情のあると言つて少し言い過ぎになりますが、そういう人たちに限定するのは、全体法律のワタの中からお出してくるわけでございます。そうしまして、なお申

上げますと、先ほど来から一応この対象を百六十七万人と見ておるといふに申し上げたのでありますが、そのもとになります、つまりおおよそ農地改革でどれだけ買収されたか、法人、個人を問わず、どれだけ買収されたかという数字は、約二百六十八万人ということになっております。それからたまたまのうちに、いろいろこの法案の中には、たとえは売却を受けて、結局売却を受け受けた面積のほうが多くなるというよりな人もございしますし、それから一歩未済は省くというよりなこともございしますから、そういうことを当然計算に入れるわけにございします。なお、いまの団体等につきましては、まあたとえば法人については、株式会社等でありましたら五〇〇万と、あるいは有限とか、あるいは合名とか、そういうものはもう少し個人的色彩が強くなるので落とし方を少なくするとか、あるいは宗教法人等がございします。宗教法人も、これは非常に大きな組織もございします。村の神主さんあるいはお坊さんが守つておる小さな社寺もあるというよりなことで、そういうことを一応いろいろ計算をいたしまして、そうして百六十七万人ということで推定をいたしておるわけにございします。もちろん百六十七万人に推定をいたしたファクターは、そのほかにございしますが、いまお話しのようなことに関連してそういうふうになつておるわけにございしますから、政令をもちろんだめなれば、あるいはもつと端的に言いますならば、一人一人についてこまかく当たるといふことはできませんので、推定が入り、推計が加えられるのでございしますが、そういう推計をかなり綿密にやりましてやつておりますので、やみくもに適当に政令できめるといふよりなことはできないように詰めておるつもりでございします。

○田口(誠)委員 そうしますと、農地被買収等の給付金を受ける対象人員は、ただいま答弁にありました数字は政令で定める云々もありましますから、結局はこの数字は若干の異同があるということ、それから総資金の面においても現在出されておる金額は異同があるということ、これはあり得るのですね。

○八塚政府委員 これはやはり推計でございしますから、異同があり得るわけにございします。ただ、この過程で私もかなり詳しくいろいろ計算いたしましたので、あまり大きな異同はないというふうに考えております。

なお、予算に関連いたしましては、たとえばこの百六十七万人に対して必要となる国の経費は、一応推定では千四百五十六億となっておりますが、これの初年度分というのは、かりに今年この法律が通りますとすると、四十一年の予算に載つてくるわけにございします。決して千四百五十六億あるいは百六十七万人の数字が適当であるということではなくて、相当詰めた数字でございしますが、なお具体的にこの認定を始めますならば、来年度はより真実に近い数字は出てくるということにございします。

○田口(誠)委員 その点はその程度にしておきます。そこで、農林省からおいでになつておりますので、先ほど引き続き御質問をしようと思つておりましたが、御答弁のありました五十町歩以上の不在地主の關係でございしますが、これは北海道に一人もなかつたということではありませんか。

○丹羽政府委員 北海道を含むと存じます。○田口(誠)委員 今度の法案は、北海道、内地含んで給付されるわけなんです、含むという答弁はまことにじょうずな答弁であつて、私の聞いておるの、北海道には五十町歩以上の不在地主といふものは一名もなかつたのかどうかということをお聞いおるのです。

○丹羽政府委員 昭和十年の統計でございしますが、五十町歩の所有者及び耕地面積があるわけにございします。これは必ずしも全部不在地主という意味ではなくて、所有者別に所有耕地別に集計いたしましたものでございしますから、かつ全国の調査でございしますから、北海道も含むし、しかし同時に不在

でないものも入つておる、かような關係でございします。

○田口(誠)委員 そうすると、農林省のほうにある資料では、北海道、内地の仕分けした資料はないということなんですね。それでよろしい。

○丹羽政府委員 私の手元にございします昭和二十一年八月農林省農政局の統計資料では、北海道、内地別に分けておりません。

○田口(誠)委員 それでは聞いても答弁できないと思ひます。北海道には一人もないということにございします。

そこで、不在地主というのは、東京都——昔の東京府ですね、ここに多く存在しておつて、そしてその持ち町歩が、全くこれは大地主の形態を保持しておりましたし、そして東京都に相当する土地主たちが集中しておりましたので、東京都が不在地主の住所というよりなぐあいにいわれておるわけなんです、この点は全国的にずっとお調べになつてみえるでしょうが、東京都の場合には私は特に取り上げたいと思ひますのは、この東京都に在る大地主が、相当多くの田畑の地主になつており、しかもこれは不在地主であつたといふことから、こういう点から考えまして、産業の中心は東京都にあるということから、東京都を中心として財閥解体等もございしたので、そういう数字もここで比較をしてみ、最後の結論として、社会党としては社会党の意思表示を、これは最後の討論のときに使用したいと思ひますのでその点をお聞きをいたしたいと思ひます。

○八塚政府委員 今回の報償の場合には、請求をしていただくことになつておりますが、この場合には、やはり受付けは市町村でやつていくというふうに考えております。大体地主さんは、農地のあつたところに多く本籍地があるというふうに一一般論として考えております。ただお話しのように、北海道に非常に大きな土地を持つておられて、そして東京に住所がある旧華族なんかの場合には、そういうことがあり得るわけにございします。ただ、私どものほうから考えますと、そういう件数は何

百万人——何百万人といふのは大げさでございしますが、比較的少ないのであります。しかも端的に言いますならば、三十五町歩までの証明をお出しになれば百万円でございしますから、かりに北海道で百町歩持つておられる方がありまして、件数としては、つまり市町村の手間としては、それほどの面積に比例して、たとえば十町歩持つておられた、あるいは三町歩持つておられた方と、面積に比例して非常に手間がかかるということはない。そういう意味で、もちろん東京都にある程度事務的には御迷惑をかけることがあるかも知れませんが、特に他の府県に比べて東京都だけが事務が過剰になるというふうには考えられないと存じております。

○田口(誠)委員 私のお聞きしたいと思つておる気持ちは、田畑のない東京都に不在地主が相当多くおつたということなんです。だから、こういう地主が土地を開放されたのだから、したがつて、その該当者は百万円はもらわれるでしょうけれども、戦後の産業の民主化をするために財閥解体をいたしましたために、その当時の財閥も、相当にあの占領政策には苦い経験を持つておられるわけなんです。だから、こういうものを審議する場合には、同じような被害を受けた人たちを対照して検討しなくてはならないので、それで私はこの点を聞いておるわけなんです。ただ、東京にいる人が非常に迷惑をかけるとかかけないとかいうことだけでなしに、東京都のようないないところにおる人が、全国的に不在地主として五十町歩以上の田畑を持つておられたといふことくらいききますと、財閥解体等との比較もここに出てくるわけなんです、そういう点で私はどの程度おられたのかどうかということをお聞きしておるわけなんです。

○八塚政府委員 あまりお答えにならないかと思ひますけれども、私もお話ししたことは、たとえば東京にいて北海道に農地を持つておる、それから新潟市内にいて他の町村に農地を持つておられた地主等と區別して、特にその人が、こちらは地方におられる財閥でないいわゆる地方の地主、

片方は東京の財閥であるというふうに、いわば個人個人の属性に応じて区分する、あるいは、たまたまいたところが東京であるか、あるいは金沢であるか新潟であるかというふうに、その地域に応じて区別するというのは、非常にとりがたいところでございます。そういう意味で、むしろこの法案の中身が、いわば社会的、心理的影響というふうなことに一つの理由を求めておきますので、そういう点を主とした法人の切り方、区別のしかたというところは考えておられますけれども、それ以外、そういう東京にいたからというふうなところについて区分をいたすことは、妥当ではないというふうに考えておるのでございます。

○田口(誠)委員 私に質問してある気持ちと、あなたのほうで受け取って答弁される内容と食い違っているのは、こういう農地開放をしたことにおいて農村が民主化され、そして農村経済発展の基盤をつくった、これに協力した人に今度最高百万円までの給付金を出すということなのです。だから、そうなりますと、東京都にいた大地主は、中型の財閥のようなものなんです。その中型の財閥のようなものは、これは土地を全部とられて、今度協力したというので百万円はもらわれるけれども、あの占領政策によって解体された財閥の人たちはそういうことは全然触れられておらないから、こういう点の均衡を考えると、私は、この法案が非常に矛盾だらけであるので、反対をしておるわけなのです。それで特にそういうことかについて、その当時東京都にそういう大不在地主は何名くらいいたのか、それを聞いておるのです。それを数字的に見ていただければ、他のほうとの均衡を考えると、この法案が非常に矛盾であり、一方的なものであるということが判断ができると思っておりますので、そういう考えから質問を申し上げておるのです。

○八塚政府委員 私のお答えのしかた、あるいは質問の受け取り方が適切でないかと存じますが、私どもがこの法案で考えておりますのは、例を申し上げますと、財閥の方であっても、その方が個人と

してかりに農地を持っておられれば、これは対象にしたい、したいというより、なるわけでございます。名前を具体的に言うのは妙でございますが、かりに三井家のどなたかが全く個人として農地を持っておられれば、これは対象になるわけでありませう。

それからまたまた中小の財閥みたいなものだというふうには先ほど言われましたが、それほど大きくなくとも、いわば個人としての気持ちのいい法人、会社等の場合には、これはかりに東京にいたくなくて、まさにいなかにおりましたも、今度の場合は対象にしない。それは先ほどから申し上げておりますように、この提案の理由が、一つはあちろん農地を開放した者に對する感謝、貢献を認めるという点でございますが、もう一つは、そういうことによつて気持ちの上で相当なショックを受けたという点を理由にいたしておるのであります。そういう意味におきまして先ほど来私はお答えをしておるつもりでございますが、ただ残念なことには、いま東京にどれだけの規模の不在地主があつたかという数字を持ち合わせておりませんので、はなはだ遺憾に存じますが、私の申し上げておるのはそういうつもりでございます。

○田口(誠)委員 数字をお持ちになつていなければこれ以上聞いてもむだですから、これ以上この問題では聞きませんが、とにかく田畑のない東京都に、全く大きな地主が相当数あつたわけですか。それで、土地で財閥のような形になつておる人たちは、今度、その人たちがいわば百万円は少ないでしようけれども、百万円はただけのけれども、その他の、財閥解体の場合は、金額的にはいままでも何もめんどろは見てもらつてないというところなのです。だから、それを比較してみると矛盾があるということ、私は指摘しておるのです。この点は、私のほうの指摘ですから、せめて数字でもそのほうでおわかりになれば、なおびんとくる面があるかと思つたのでお聞きをしたのですけれども、数字がないということなら、

私の気持ちは、そういう関係からいままでも質問を申し上げておつたわけなのです。

次に移ります。そこで、小作農に地主が農地を開放し、小作が開放を受けたわけでございますが、私は最後の数字とや近づけたいと思つて、まするので御質問を申し上げたいと思つて、當時、五反以上一町未満、一町から三町まで、三町から五町以上、五町から十町まで、十町から五十町まで、五十町以上と、これはおそらく農林省の統計表の中で出てくる数字だろうと思つて、これは明治の終わりのころから、地方自治体のほうからいろいろ報告する、その報告に基づいての農林省統計表というものはできておるわけなんです。それから、これがどの程度あつたかということを、ひとつこれは反別に数字をお示しをいただきたいと思つて、これは農林省にはこの統計表はずつと明治の終わりのころからあるわけなんです……。

○八塚政府委員 農林省の統計でございますが、耕地所有者戸数累年表というのがございます。これは明治四十一年からございすけれども、自作をしていての部分も、貸し付けている部分も、あわせて所有というところに入つておりますから、つまり貸し付け地の区分ではございせん。ただ、貸し付け地についてのそういう区分につきましては、先ほど来から申し上げております農林省の二十五年八・一調査というのがございます。これは買取についての数字でございます。ですから、統計の性質は異なつておりますが、ただ、私どもはそれを基礎にして今度の計算をいたしておりました。

○田口(誠)委員 答弁がちょっと横へ振れましたが、私のお聞きしておるの、いま答弁のありました農地所有者調査です。明治四十一年から農林大臣に行なつておる報告に基づいた農林省の統計表というものはあるわけなんです。だから、それに基づいて、先ほど申しましたように、五反以上一町、あとは申しませんけれども、五十町以上、こ

を照らし合はしていきたいと思つて、その中で、今度はどういう形ですら開放され、小作人が自作農になつたかということが、数字的にずつと出てくるわけなんです。

○八塚政府委員 これは、先ほど申し上げましたように、耕地所有区分による統計でございます。したがうして、五十町歩程度持つておる方は、もちろんその当時の農業経営からいいますと、自分で五十町歩も経営するというのはごくわずかでございす。ただ、下のほうになりますと、たとえば一町であるとか、三町であるとか、五町であるとかいふところでは、つまり自作地のウェイトが相当ありますと、これでもって貸し付け地の区分に代用はできないわけでございます。つまり三町持つておる人が、自作を一町している、二町を貸し付けておる場合もありますし、二町自作して一町貸し付けておる場合もある。いろいろあるわけでございます。五十町くらいになりますと、戦前の農業経営でございますから、そういう大きな経営は当然ないので、たとえば、五十町はおおむね貸し付け地になつておると見てもあるいは間違いないかと思つて、今度の農地開放は、御承知のように、地主一人当たり約一町余といふ、平均しますときわめて小さなものになりますから、そういう意味で、一町であるとか、三町であるとか、五町であるとかいふところで、あまり信憑性のない統計を用いて、いわば貸し付け地の性格、貸し付け者の性格というものを議論するのは、やはり妥当ではないのではないかと、私どもは、私どもはこの数字をもつて議論することは差し控えておりました。そういう意味におきまして、結局二十五年の八月一日現在で、農林省のほうで各農地委員会を通じた実績調査というのがございますが、その際に、昭和二十年の十一月二十三日現在で大体どういふ状況であつたといふことをさかのぼつて聞いた数字があるわけでありませう。それは大体各農地委員会が今後これから農地開放をやつていくといふとき、さかのぼつておる数字でございますし、さかのぼつておる

りますから、正確ではない。農林省のほうでも、それをもって直ちに正確な統計として使つてもらつては多少難があるという事は言つておきます。すけれども、そういう数字はあるわけでありまして、しかし、私どもは、現在の法案の基礎には、結局幾ら面積として買収されたか、あるいはその区分はどういうふうになつておるかというのを調べる必要があるわけでありまして、それは二十五年八月一日を基礎にいたしまして、その後もやはり法律は存続いたしておりましたから、買収が一部進んでおります。あるいはそれ以前にその計画があつたものは、その後進んでおるわけでありまして、それから施行法等でも多少やつておりますから、そういうものの推計をいたしまして、結局百八十万六千町歩ということで現在は考へておるということとでございます。

○田口(誠)委員 あなたのほうのこの法案をつくる基礎になつたその数字、また数字の求めどころ、これはあなたのほうのたゞいま衆議院のあつたような内容で出されたということとばかりです。わかりませんが、審議をする私どももいたしましては、やはりその当時の農地の所有者の調査は、これは耕作地所有の戸数が各府県別に数字が出ておりますから、だから、これは農林省にあるから、その数字を一つの参考として、いまあなたのほうの提案されておるものの真実性の有無を私どもが検討しなければならぬわけですから、審議をするには、そういうところから審議をしていかなければ、その真実性ということについても私どもが了解することができないわけなんです、そういうことからお聞きをしておるわけだから、せつかくあると言われるのだから、お示しいただければ、この質問は先へ進んでいくと思ひますので、ひとつお示しいただきたい。

○八塚政府委員 これは先ほどから申し上げておりますように、耕地所有者戸数累年表でございますが、私どもはこの被買収者問題ということで頭が一杯になつておつたために、せつかくのお尋ねがあるいははすかきに受け取つたので申しわけ

ございませぬが、これは明治四十一年から昭和十五年までございませぬ。累年を申し上げてもあれでございませぬ、最初の年についてまず申し上げたものと、明治四十四一年で、総数四百九十三万六千七百六十九戸ということで、そのうち五反未満が二百二十七万八千三百七十七戸でございます。それから五反以上一町未満が九十二万五千九百三十七戸、一町以上三町未満が二十七万九千九百三十七戸、三町以上五町未満が二十七万九千九百三十七戸、五町以上十町未満が十二万三千二百二十五戸、十町以上五十町未満が三万九千七百四十六戸、五十町以上は二百五十七千四百戸、ということになつております。そして、各年申し上げてもなんでございませぬから、昭和十五年がこの統計で最後になつておりますから昭和十五年を申し上げたいと思ひますが、総数が五百八万五千二百一戸、以下先ほどの区分によりまして、二百四十二万五千四百四十二戸、百三十四万一千六百二十二戸、九十四万三千五百二十二戸、二十二万二千三百四十七戸、十萬六千四百九十三戸、四万二千八百四十四戸、二千九百四十一戸ということになつております。なお指数等もございませぬけれども、一応省略をいたしたいと思ひます。なお昭和十五年についていいますと、そのうち北海道は、五十町歩以上の所有者が千九百九十九戸という数字がございませぬ。

○田口(誠)委員 ただいまの農林省のその統計表というものは、これはもう十五年でストップですか。

○八塚政府委員 ストップでございます。

○田口(誠)委員 十五年からは、あなたのほうでとられた資料はないということですね。そうなんです。

○八塚政府委員 あなたのほうというお話の中には、政府一般ということでございますならば、私のはうでは、こういういま申し上げましたような区分の性質の統計は、一応農林省はやめたということとございませぬから、ないわけでございます。

れ都道府県から農地委員会の議を経て、そして作業の進められて完了したものが報告されてきたものをもつて農地開放終わり、こういうふうに判断をしておられるのです。

○八塚政府委員 農地改革がどういふ形で終わったか、あるいはその後も終わつてないかという議論になりますと、これはいろいろ學者等にも議論があるかと思ひますけれども、一応農地改革という鉄義のものは、旧創法で終わったというふうには政府としては考へておるわけでありまして、しかし、その後の農地改革の成果を維持していくというために現行農地法がございまして、その成果の維持というものを含めまして、農地改革もいままでまだ続いておるとも言えますけれども、それはまあ概念として拡張し過ぎてございまして、やはり農地改革というのは一応終わった。逆に実態的な問題として、農地改革が終わつて、現在のいろいろな問題、農地の問題は、端的に言いますと、たとえば貸し付けをしておる人の立場からいいますと平均二・八反、借り受けておるほうの立場からいいますと平均一・八反というふうなことで、きわめて零細な土地の借り貸しというものが行なわれている。かつ全体としても純粋の小作あるいは自作小作兼自作というふうな範疇は、全農家中の六・七割というふうなことで、いわゆる戦前の寄生地主制というのとは実態的には終わつたというふうな考へていいのではないかと、いふうちに、私どもは考へておる次第であります。

○田口(誠)委員 そこで、先ほどの明治四十一年以降の農林大臣に対して行なつてゐる報告に基づいての農林省統計は、昭和十五年でストップして、もうそれからその数字はない、こういうことですね。そこで、これは四十一年からずっと続けてこられたものが、昭和十五年になつてどうしてストップしたのか、これはお聞きになつたことはあります。

計調査部というものが整備いたしましたして、国みずからが調査をするようになつた。したがうして、先ほど来の四十一年以来の、統計課を通じてまず報告でございます。これが十五年にとまりました。それから昭和二十一年からだと存じますが、今度は経営規模別調査、もう農地改革で全部が自作農になりましたという立場におきまして、農家につきまして経営規模別の調査というのを統計調査部を通じて毎年やつております。それから、しからばその経営の態様が自作地であるか小作地であるかという調査は、別に五年ごとのセンサスにおきましてそれをとるということにいたしておりますので、所有関係、賃貸関係の統計は、五年ごとのセンサスで掌握する、毎年の保有状態は経営規模別で、所有関係にかかわらず、何反歩を耕作しておるかという経営規模別の統計として集計をいたしております。なぜ愛つたかといふと、終戦後におきまして、結局統計調査の方法が、国の直接調査に変わった、そういう関係からでございます。

○田口(誠)委員 ないものを追つて質問してもしかたありませんので、次に移りますが、最も新しい統計に基づいてというものは、これは先ほど来の答弁で、あなたのほうの推定でいろいろ言われておつたのですが、農林大臣官房統計課というのがありますね。これはずっと新しいものがあつたんじゃないやありませんか。これも保有状況調査というのだから、十五年までしかないというあなたのほうの言われたものと比較はできるわけなんです。それはなぜかといふと、田が何万町歩あつて、畑が何万町歩あつて、そうしてその所有者が畑は何万人、田が何万人、こういうふうに仕分けて農林大臣官房統計課というのが出ておると思うのですが、それはおそろしく新しいものもあると思うので、その最も新しい数字をひとつお示しいただきたい。

○丹羽政府委員 先生のおっしゃつてゐるのは、昭和十六年四月末現在の農林大臣官房統計課の田畑所有状況調査のことだらうと存じます。これは

この十六年に、特に特別に市町村を通じて農林省が一回だけ調査したものでございます。

○田口(誠)委員 それは十六年後もやっているでしょう。

○丹羽政府委員 これは土地台帳から特に集計をいたした特別の調査でございます。十六年限り一べんやりまして、かつ、その限りでございます。

○田口(誠)委員 十六年限りと言われると、私は月まで聞かないと私のほうのメモと合わないのですが、あなたのほうでは十六年の何月現在ということになっておりますか。

○丹羽政府委員 昭和十六年四月末現在でございます。

○田口(誠)委員 私は農林省の者でないから、ないと言われればないというように聞くよりしうがありまけんけれども、農林大臣の官房統計課ベというの、まだ新しいものはあるというので、私のメモの中には数字は出ております。それであなたのほうの数字とやや合致すれば、大体これで了解していこうと思ひますが……。

○丹羽政府委員 お突き合わせを願いますために一番冒頭の田につきては、田の公共共有関係居住市町村別総数は、所有者数五百四十二万四千六百十九人、面積は三百九十八万九千六百六十二反、その内訳は自市区町村居住と他市区町村居住に分かれております。それからそれがさらに五反、一町、二町等というふうに内訳が分かれております。

同じく畑につきては総数を申し上げますと、六百三十三万一千二百三十三人、面積は二百八十五万五千二百一十八町でございます。

○田口(誠)委員 いま答弁のあつた数字は、政府委員として責任を持って答弁されたんだから、私はその調査の数字を信じていいのですけれども、これは私の調べた数字と違ひます。それからぼくのほうは昭和十六年に打ち切られておらないという数字があるのだが、それは何という資料ですか。

〔丹羽政府委員田口委員に書類を示す〕

これは最後の繰上りになつて、いろいろ打ち合わせをして指摘をしなければならぬことがたくさんあつたわけですが、そこであまり数字だけやつておつては頭も痛くなりますので、少し頭を冷やす意味では何かのほうの中へ入れたと思ひますが、今度の給付金は百万円で制限してありますけれども、所得制限というのはいらないと思ひますが、これも必要だと思ひますが、この辺のところはどうお考えになっておりますか。

○田口(誠)委員 すでに御承知のように、今度の報償をするというにつきては、農地改革が、ひとり農家の民主化ばかりでなく、日本の民主化に非常に貢献した、その功績を多とするという意味と、もう一つは、心理的に非常な影響を開放地主が受けた、そういう点から報償ということをしていしたわけでございます。別に社会政策的な意味でこれをやる、こういう意味ではございませんので、その点は御了承いただきたいと思ひます。

○田口(誠)委員 それで私に対する答弁は終わったのですか。どうですか、総務長官の基本的な考え方はいま答弁の中で話になりましたけれども、私の質問申し上げた所得制限というものをどうしてやらなかつたかということについて、どうも私にはいまの答弁だけではびんごないのです。そこまでは考えがいかになかつたのか、それとも、そういう点も検討したけれども、こういう理由で所得制限をしなかつたんだ、こういう答弁がなければいかぬと思ひますがどうですか。

○田口(誠)委員 そういふやり方もあるわけでございますけれども、ただ今度の場合においては、やはり心理的な影響というものは、所得云々にかかわらず、非常に受けたということ、それから功績といふことも、別に所得の有無にかかわらず、そこにはつきりあるわけでありまして、所得が高いから功績が少いとか、所得が少いから功績が少いとか、全然ないとは言えないからどうもせんけれども、一応そういうことでなく、社会政策というよりなものは加味しないで、それにいた

しましてもやっぱり最高限度百万をきめたいというよりなことは、一つは財政上の理由もあるのですけれども、そういう点については田口先生のようなお考えも全然加味しなかつたというわけではないといふことであります。所得ではございませぬけれども、所有開放反別、そういう意味においてある程度考え方もいれた、こういうわけであり

○田口(誠)委員 そこで、総務長官一生懸命に答弁してみるので、なお追及して聞くのも気の毒だと思ひますが、金額で頭打ちをつくらうたら、所得制限というものをいれておかなきゃならぬのだと思ひますが、その所得制限をなぜしなかつたという理由については、いま二回の答弁で基本的な考え方というものを述べられたのですが、ただそれだけではちよつとおかしいのです。これは大蔵省でないという点の解明がむずかしいかとも思ひますが、その他の政府委員の方々がいま私の質問に対してお答えいただける方があれば、この件については質疑を終わつたといふことにしていきたいと思ひますが、まだどうもその点が私了解できないのですから、もう少し具体的に、実はどういふことも話題にのぼつたが、しかし検討をした結果、こういう理由から所得制限はしなかつたんだ、これがあると思ひます。それとも、そういうことを全然頭の中に入れておられぬのか、どちらかなんです。これはきょうのところは宿題にしておきますか、それとも御答弁いただけますか。

○八塚政府委員 私どもは去年の四月から一応この法案の立案過程に参加いたしましたので、あえて申し上げますが、過程においてはそういう議論もあつたわけでありまして、それから資料としてお出しをいたしておりますが、世論調査等の場合にも、やはりそういう問題を一問一答して聞いておられますから、私どもとして、そういう問題があるといふことについて全然黙つたといふことではございせん。ただ、先ほど申し上げましたように——これは総務長官からお答えになりました

以上のことをご私がつけ加へることはないのでありますが、百万円で頭打ちしましたこと等につきましても、これは無形な、無体な財産に対する補償ではなくて、そういう功績に対する報償でございますから、おのずから条件があるといふことでございします。そういう意味におきまして、これは農地改革——これ以上は総務長官のお話をもう一べん言うだけで、田口先生のおっしゃる答弁にはならないのかと思ひますけれども、やはり総務長官のおっしゃつたような意味で、いわば報償の性格をそういうふうにご考慮すべきだといふところで、所得制限というものを設けなかつたのであります。ただ、逆に所得制限というものをかりに設けてあつたらどうだ。たとえば引き揚げ者給付金、あるいはふりふりに所得制限があるのがあるのです。厚生省で所管しておる中ではございしますし、逆に、もしそういうものがあつたら技術的にどうだといふことになりまして——もちろん所得の判定というものの技術的な問題がございします。しかし、これは技術的な問題でありまして、時間と人手と金をかければ、あるいは論理的にはできないといふものではないと思ひます。私どもとしては、そういうことも議論にはのぼりましたけれども、先ほど来から総務長官が申し上げておられるような判断で、所得制限というものは結局つけな

いことにしたわけでございます。

○田口(誠)委員 いまの答弁を聞きますと、やはりいふことはいふと、功績があつたから今度はいふべきやうなことをする。ほら、いふべきやうなことをすれば、どうせ格差をつけるのだから、私が申し上げたように——基準を幾らに置かうといふことはたまたまとして、やはり五十町歩までぐらひは格差をつけていくべきである。それで格差をつけぬのなら、ほら、これは一律にしていかなければいかぬ。それは心理的な影響といふことは、お金持ちが百万円寄付するのと貧乏人が十円寄付するのとは、心理的にならぬ。どちらのほうがいかにいへば、これはどちらともちよつと言へぬと思ひます。そういうものだから、功

續に對するほうびということなら、これは一律にいかなくちやならぬし、一律にいかぬとすれば、五十町歩ぐらゐで格差をつけてやるのが、私は一つの筋が通るだらうと思う。いまの提案の内容は、どうもどちらからどうながめてみても、その筋が通らぬわけなんです。無理に筋を通すように、引き合わせをしようと思つて、いろいろなものを数字的に押えるためにお聞きしておるけれども、お聞きすればするほど、私はこの法案に對する反對の氣持が増してくるだけで、これが妥協だといふようなことは、質問の過程では全然ないわけなんです。質問すればするほど反對の氣持が増して出てくることなんで、報價という、いわゆる功績に對してごほうびをやるということなんだから、どうもその点の検討が困難であつたと思つておる。これはよく新聞とか雑誌等でも書かれておりますように、本年の佐藤總理の施政演説の中に、一千五百億圓近くも要するようないふ法案を提出するといふようなことは、もうここから向こうへ言及されなかつたわけなんです。そして、途中でこの法案が出てきた。それで巷間伝えられるところによりますと、これは参議院の議案であるので、そういうようなことにもやはり何とかかゝつてつけなければならぬといふので、にかにこれが出されてきました。しかも、現在与党内部においても、この方面に非常に熱心な先生もあれば、反對の先生もあり、そして医療保障等の問題で相当問題が出ておるのに、あえてここに千五百億圓近い金をほうびとしてやるようなことをしなくてもいいじゃないかといふことが、与党内部からも出ておるくらいなんだから、私はこの問題の審議はほんとうに慎重にやらなければならぬと思つて、いろいろな数字的な面からお聞きをしていただきましたが、数字の面については、ある程度了解のいくものもございましたけれども、当然農林省になければならぬ資料が、いま見せてもらいましたけれども、ないといふことでござい

ますけれども、私どもの調査しておりますものと引き合せて、最後に反對の意思表示をするときに、こゝういふ程度の審議のやり方では困るわけでございますので、そういう点から、まことに意地悪く、くどいようでございますけれども、数字をいろいろと御質問を申し上げたやうなわけでございます。

そこで、今日の段階において、解散をした法人といふのは、どの程度めどをつけておられるか。

○八塚政府委員 たいだいま調べさせていただきますけれども、いま私の手元では、解散をした法人数といふのはちよつとわかりません。

○田口(誠)委員 そうしますと、この法案すばり言つた場合に、何名で、総金額だけだけになるかといふことを一応めどとして出される場合には、調査といふのは審議會等も設けていろいろおやりになつたのだから、總理府としても十分に把握されておるものだと私は思つておつたわけでございますが、そういう点についての確認はなされてお

りませんし、これからの政令で出そうとするものも、どの程度のものかといふことは、まだ態度がきまつておらぬやうでございますが、これは政令で出さないだけで、その内容は、總理府としては一応案はおきめになつておられるんですか。

○八塚政府委員 団体、法人につきましては、私どものほうである種の案は持つております。ただ、関係省とまだ最終的に了解がついておりませんので、まだ確定は政府としてはいたしてないわけでございます。ただ、全体としての計算をいたします場合等におきましては、これくらいであらうといふ数字については、関係省とも打ち合わせの上で積算をいたしております。たとえば總理府の実態調査、これは一昨年にやつたわけでございますが、これによりますと、全部集計ができなかつたのでござい

ます。先ほど来申し上げておりますやうに、一応被買収者は二百六十六万でございます。個人については百九十九万人くらいあるわけでございますが、そのうちに実際に調査の対象として出してきたのは九十九万人、約百万人近くだけであつたので、悉皆調査とはいえないのであります。その際の際の会社等についての数字は、株式会社につき

ましては千十四、有限、合名、合資等は九百三十五、それから宗教法人、これは神社仏閣等がいわゆる宗教法人でございますが、これが四万八千九百七十、その他地方公共団体等を入れて六万二千二百八十四といふことで、実態調査の結果が出ております。これは先ほど申し上げましたやうに全部でございせん。調査がいれば申告によつたのでありますから、全部でございせんが、これを基礎にして全体を推計していくことをやつたわけでございます。非常に大ざつぱにいたしますと、申告が約半数でございますから、大体この倍程度はあつたといふふうに言つていいかと思ひますが、しかし、宗教法人等は一たん解散しておりますが、大体統一しております。法人の性格によりまして単純に倍にするといふわけにはまいらないかと思ひますが、大体の傾向はそれでつかめるといふことで計算をいたしております。

○田口(誠)委員 関係省と相談をしなければ確定したものは出ないといふことですけれども、まあ百八十八万人が対象だといふことと、それが實際的には百八十八万人くらいしかつかめておらない。そこで、その總資金の面については、これはもうこの法案を出されるときには明確に金額も言われておるのであるから——これは関係省といふと大蔵省だと思ひますが、大蔵省のオーケーをとつてあるものだし、そうなりますと、もう今日の質疑の段階で、こゝするのだといふ点をやはり明確にしたいだいたはうが、審議としては非常にしやすいと思ひます。政令で定める内容はまだこれからであるからわからないのだ。もしこの法案が国会を通過した場合にこゝういふ基準で政令をもつて定めるのだといふことが、やはり明確に公表されなければならぬと思ひます。その辺のところはむずかしいのですか。

○八塚政府委員 まだ最終的には確定いたしておりませんので、多少ことは漏したわけでありませんが、たとえば宗教法人、これは包括宗教法人と通常の宗教法人とございせん。包括宗教法人といふのは、これは御承知かと思ひますが、いわゆる

大本山のようなものを包括宗教法人と一般的に——大がつかない本山もございせんが、そういうものはやはり対象にしないといふやうなこと、あるいは株式会社等においても、たとえば法人税法の中で同族会社といふやうな特殊な規定がございせん。それから中小企業基本法、あるいはもので、あまり大きな規模についての規定がございせん。そういうものを参考にして大体話を詰めてつあるといふことでございせん。あるいはまた、学校法人とか、医療法人とか、いろいろな法人がございせん。そういうものも、そういうことで検討を進める。反面、地方公共団体といふのは、これはやはり一つの法人でございせんが、これは落とすといふやうなことを考へております。

それからなおつけ加へますと、先ほど百八十八万しか捕捉していないといふお話がございせんが、それはまだこの給付金支給法案を政府が出す、出さないといふことが決定する前の調査で、つまり昭和三十八年現在で調査をしたものでございまして、したがつて、私どもの推定いたしております人数の約半分しか申告がなかつたといふことであります。それから私どもの予算の基礎としたしておりますのは、百六十七万人、これはある程度の歩どまりを見ておるわけでございます。百六十七万人が請求をするであらう。この中には、調査の際に申告された人は大部分申告されたいと思ひますけれども、そういう数字の関係になつております。

○田口(誠)委員 先ほど理事会のときに、たとえどれだけでも、二人くらいは質疑に入つてもらいたいといふ要望もございましたし、それも質疑に入つてみて、政府側の答弁のいかんではないとわからぬといふことを申し上げて私は質疑に入つたわけですが、きよりの質疑の内容からいいますと、まだまだ明確にしたい点が非常にあるわけでございますので、その点を私は保留して質問を交代したいと思ひます。それで、特に申し上げておきたいと思ひますことは、いままで質問を申し上げました内容から

いきますと、まだこの法案を出すまでに準備が完全に至っておらないということなんです。その準備のされぬような法案を無責任に出されるということは、私の好きな総務長官としては、責任者として非常に遺憾に思うし、実際のところ気の毒だと思うのです。こんな程度の基礎調査なり、そうして質問してみると矛盾だらけなものを法案として出して、この国会で上げようということは、非常にこれは無理があると思う。だから、この問題につきましては、なお今後質疑は継続されようと思いますし、先ほどの強い要望もございましたので、一応私の質問に対する答弁の足りなかつた点は、あとでいろいろ検討をしておいていただくなり、また私もことばを抽象的に申し上げて答弁のしやすいように整理もしておきたいと思ひますので、一応きようはそういうことで私の質問はこの辺で保留して、また質問者がかれば頭を切りかえて答弁ができようかと思ひます。私の質問は基礎的なところから数字的に突き合わせていって、最終的に百八十万の対象、そうしてはぼ一千五百億円に近いところの金額がどうして要るのかという、そういう数字的な面も検討もしてみたかつたし、それからたゞいま質問しましたように、法人等の取り扱いの問題等も、もう少し明確にしたかつたわけなんです。これは今後もし私が質問しない場合でも、他の質問者からそういう点の質問があると思ひますので、政府のほうではもう少しこの問題について資料を収集していただき、そして必要な答弁者を呼んでいただいて、この質疑がスムーズに進行できるように希望申し上げて、ひとまず私の質問を保留して、あとの質問者と交代をいたしたいと思ひます。

○河本委員長 この際暫時休憩いたします。
午後六時四十四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

内閣委員会議録第三号中正誤

べゞ 段行 誤 正

一 三 五 「加藤精三君」 「池田正之輔君
外一名」

昭和四十年五月十四日印刷

昭和四十年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局